

女性に対する暴力
—その原因と結果—
報告書

ラディカ・クマラスワミ
国連人権委員会特別報告者

(財)女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1998年3月発行

序論

1. 人権委員会は第 50 会期において、1994 年 3 月 4 日の決議 1994/45 に基づき、女性への暴力、その原因と結果に関する特別報告者を 3 年間任命し、毎年報告書を同委員会に提出させることを決めた。これに従って、ラディカ・クマラスワミ女史（スリランカ）が特別報告者に任命された。

2. 人権委員会は第 50 会期において、「女性への暴力撤廃」と題する決議（1995/85）を採択し、特別報告者の予備報告（E/CN.4/1995/42）を歓迎した。

3. 本報告書はあらゆる形態の家族内での女性への暴力に焦点をあてている。(1)第 I 章では、本特別報告者の作業方法の概括と、人権委員会第 50 会期以来、本特別報告者がどのようにその義務を果たしてきたかを述べる。第 II 章は家族内の暴力という問題の序論である。第 III 章では国際人権法の侵害としての家庭内暴力について考察する。第 IV 章は家庭内暴力とその他の形態の家族内の女性への暴力を、基本的に 1994 年 7 月 29 日付けの覚書に対して本特別報告者が受け取った情報の分析に基づいて取り上げる。この覚書は各国政府、国連の機関および特定の機構や組織ならびに非政府機関、女性団体に送られた。第 V 章で本特別報告者は家庭内暴力に関する既存の国内法を列挙する。第 VI 章では、家庭内暴力に関する立法モデルの枠組みを用意するために、さまざまな国にある法的メカニズムを分析する。最後の第 VII 章には家族内の女性への暴力を撤廃するための勧告が、そうした暴力の原因とそれがもたらす結果の治療策とともに示される。

I. 作業方法と活動

A. 総論

4. 人権委員会は決議第 1995/85 において、すべての政府に対し特別報告者がその任務と義務を遂行できるよう協力を求め、とくに 1994 年 7 月 29 日付けの事務総長の要請に応え、関連する情報やデータをすべて提供するように求めた。

5. これまでのところ、要請に応じた国はわずか 44 か国である。だが、本特別報告者は、予備報告のために受け取った回答に加えて、以下の政府から情報を提供されたことを感謝したい。オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ブルガリア、カナダ、コンゴ、クロアチア、ギリシャ、グアテマラ、レソト、ミャンマー、オランダ、ノルウェー、スペイン、タイ。

6. 最後に、特別報告者は人権委員会がその決議 1995/85 ならびに第 4 回世界女性会議で採択された行動計画に注目するよう願うものである。ここでは事務総長が特別報告者あらゆる援助を惜しまず、委託された任務を遂行できるようスタッフと財源を提供することを求めている。この点で、特別報告者は当初から人権委員会に対し、この問題を十分理解して援助を継続することがきわめて重要であると訴えたにもかかわらず、人権センターで特別報告者を助けるスタッフの労働条件が不確定であったため、報告者の仕事に支障をきたしたことを遺憾に思う。

B. 各国政府とのコミュニケーション

7. すべての社会で女性への暴力の問題の恒久的解決策を見出すという観点から、本特別報告者は各国政府に対し、人道的精神に則って、具体的な暴力の事例に関して説明と情報を求める手続きを確立した。その目的はどこの社会であれ女性への暴力の主張があれば、具体的状況を明らかにして調査するためである。本特別報告者が任命された当初から、女性への暴力とされる事例についていくらかの情報を受け取った。しかしながら、情報の大半は報告者が適切な行動を取れるほど詳しいものではない。そこで特別報告者は、性に基づく女性への暴力の事例を報告するための標準的な書式を用意した。本報告書の付属文書 I がその書式である。

8. 本特別報告者は人権委員会に対し、アラブ首長国連邦政府へ書簡を二度送ったことを伝えておきたい。これは 16 歳のフィリピン人出稼ぎ労働者サラ・バラバガンが、雇用主にナイフで脅されてレイプされた後、正当防衛で彼を刺殺したとされる事件に関する書簡の往復であった。最初の書簡は 1995 年 10 月 17 日付けで、裁判なしの即決かつ恣意的処刑に対する緊急アピールを報告者が伝えたのに続き、最初は 7 年間だったバラバガンに対する判決が一転して死刑に変わった

という申し立てに、特別報告者は深い憂慮を示した。1995 年 11 月 16 日付けの第二の書簡で、特別報告者は拷問に関する緊急アピールを支持するとともに、バラバガンの死刑が取り消されたものの、アラブ首長国連邦の上訴裁判所はバラバガンに禁固 1 年とむ鞭打ち 100 回、さらに罰金刑を申し渡したことを指摘した。

9. 1996 年 1 月 16 日付けの書簡で、アラブ首長国連邦政府は、特別報告者の 95 年 11 月 16 日の書簡に答えて、鞭打ちの刑が行われるのは、医学的検査や資格のある医療その他の当局者の監督下で被告が肉体的に耐えられると判定された時だけである旨を伝えてきた。さらに、鞭打ちの刑が国家による女性への暴力とならない、なぜなら法的かつ医学的考慮に基づいて行われる正当な処罰方法だからであるということであった。従って、アラブ首長国連邦は、被告が公正な裁判を受けるために必要な便宜を国が提供するという観点での特別報告者の書簡には、なんら正当性を認めなかったのである。

10. 本特別報告者は当事国政府がこのように対話の機会を作り、きちんと回答を寄せられたことに感謝する。だが、本特別報告者としては、女性への暴力に関して憂慮されるのは体刑という行為そのものではなく、バラバガンのような女性の出稼ぎ労働者が正当防衛という手段に訴えざるをえなくなる状況であることを明らかにしておきたい。出稼ぎ女性は往々にして不法入国だったり証明書を持たないため、雇用主の虐待にとくにさらされやすく、旅券の没収や給料の不払い、またバラバガンのように生きる権利の侵害や、セクシャルハラスメント、虐待、レイプといった安心して生きる権利の侵害に直面するのである。従って、本特別報告者は、出稼ぎを受け入れる国はすべて、国境内にいるすべての人の人権を守るよう、特に出稼ぎ女性の人権を国際法の責務に沿って守るよう強く促すものである。

C. 現地調査

11. 本特別報告者は戦時中の軍性奴隷制問題に関して、1995 年 7 月 14 日から 27 日まで、

朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および日本への訪問調査を行ったことについて、人権委員会の注意を喚起したい(E/CN.4/1996/53/Add.1)。この訪問に関して各国政府の協力を改めて感謝したい。

12. 本特別報告者は1996年から97年にかけて南米、カリブ海地域、東欧、西ヨーロッパおよびアフリカを訪問し、家庭内暴力、出稼ぎ女性に対する暴力、人身売買と強制売春、難民女性への暴力といった問題を調査したいと考えている。これらの訪問調査の報告書は人権委員会第53会期に提出されるだろう。この点について、特別報告者は1996年5月にブラジルで家庭内暴力の問題を調査する予定であり、ここでブラジル政府の協力を感謝を表明しておく。

D. 会議や集会への参加

13. 女性の人権と人権メカニズムに関する国連の制度を密接に結びつけたいという人権委員会の要請に沿って、本特別報告者は第4回世界女性会議の準備と会議そのものに積極的に参加した。

14. 第4回世界女性会議（於北京、1995年9月4日－15日）において、本特別報告者は、国連人権高等弁務官と協力して、「女性への暴力、その原因と結果」に関するパネル討論を開催した（1995年9月8日）。パネリストを務めたのはコスタリカ、アメリカおよびジンバブエの女性の人権活動家、女性差別撤廃委員会の専門家二名および表現の自由の権利に関する特別報告者、国連難民高等弁務官および国連地域間犯罪防止・刑事司法機関の代表である。さまざまな地域における女性への暴力の具体的な形態や、あらゆる形態の女性への暴力、その原因と結果に対する世界的な戦略に焦点をあてて興味深い、刺激的な討論が行われた。

15. 人権センターは女性の人権と国連の人権メカニズムの統合化に関するパネル討論「ウィーンから北京へ」を開催したが、本特別報告者はこれにも参加した。

16. これらのパネル討論と関連して、人権高等弁務官と特別報告者は、ウィーン宣言と行動計画に盛り込まれた平等と地位と女性の人権の実施のための国連の行動と責任を求める150万人を超える署名を受け取った。

17. 本特別報告者はさらに、国連女性開発基金（UNIFEM）が主催したパネル討論「世界の女性のために働く」、世界保健機構（WHO）による円卓会議「女性、健康、暴力」ならびに女性への暴力に関するジャーナリスト会議にも参加した。

18. 北京宣言と行動計画の中でも特に、女性への暴力、女性と武力紛争、女性の人権に関する部分は、女性への暴力撤廃にむけた国際的レベルでの重要な進展を示すものだと、本特別報告者は考える。行動計画の戦略目標Dは「女性への暴力」は、国連の女性への暴力撤廃宣言に盛り込まれた暴力の定義と範囲を固守し、時にはそれも乗り越えている。例えば、すでに宣言で練り上げられたさまざまな形態の女性への暴力に加えて、行動計画では強制的不妊手術、強制的人工中絶、避妊手段の強要ないし強制、女兒殺し、出産前の性選別などにも触れている。さらに、少数集団に属する女性、先住民女性、難民女性、出稼ぎ女性、拘留中の女性などがとりわけ暴力の対象になりやすい点を強調している。

19. 行動計画が強調する原因や結果を分析すると、1985年にナイロビで開かれた国連女性の10年の歩みを検討し評価するための世界会議以来、国際社会が女性への暴力についての態度をどこまで進展させてきたかがはっきりと分かる。行動計画が女性への暴力という多様な意味をもつ問題への深い理解を示し、問題を明らかにしていることを、本特別報告者は満足をもって記しておきたい。行動計画では、公の場であれ個人生活の場であれ、暴力行為や暴力の脅しは女性の生活に恐怖と不安を植え付け、平等、発展、平和の達成を阻み、社会的にも健康や経済面でも個人に高いコストをもたらすと強調している。暴力は女性を男性に比べて従属的立場に追い込む重要な社会的メカニズムのひとつとして認識されている。女性への暴力の原因と結果、予防措置の有効性を調査するという観点から、さまざまな形態の女性への暴力の広がりに関する研究やデータ収集、統計や情報の必要を訴える緊急要請を本特別報告者も支持する。

20. 北京会議で各国政府が暴力のない家庭、コミュニティ、国家を作り上げるために、全体論的だが総合的な取り組みを発展させると堅く誓約したことを、本特別報告者はとりわけ嬉しく思う。この点で、本特別報告者は女性への暴力撤廃に向けた行動戦略の実施を興味深く見守っている。その中には、女性への暴力に関連するすべての政策やプログラムにジェンダーの視点を組み込むという、積極的で目に見える政策や、女性への暴力行為の加害者に対する法の施行と執行、暴力事件を届け出るための制度的メカニズムの整備などが含まれる。

21. 加えて、世界会議では教育や意識化の分野も構想した行動戦略が求められたことも喜ばしい。青少年や男女が家族内の暴力が個人にとっても社会的にも害を及ぼすことに敏感になるための情報キャンペーンや啓蒙活動の組織化と資金調達、裁判、法律、医療、社会、教育、警察、入管関係者が女性への暴力を招く権力濫用を防ぐための研修・訓練、暴力の加害者のためのカウンセリングや社会復帰プログラム、暴力を受けた女性被害者のためのコミュニティを基盤とした支援サービスなどの戦略である。

II. 家族間の暴力

22. 家庭は心の安らぎと憩いを与える神聖な場所という家族神話からすると、家庭内暴力は全く場違いな、また明らかに矛盾したものである。暴力は血のつながりが生む安全な家という平和なイメージを粉々に打ち壊してしまう。それにもかかわらず、この家庭内暴力が着実に潜行し続け、国を越え文化を越えて世界中で報告されている。これはもはや世界共通の現象なのである。

23. 家庭内暴力とは、通常血縁、或は法的関係にある近親者間の私的領域で起こる暴力である。この言葉は一見漠然としているが、これもまた延々と続いてきた男性が女性に対して加える、性に基づく犯罪なのである。たとえ女性が自分のパートナーをなぐりつけるという反対のことが起こったとしても、こうした例で本質的に性に基づく家庭内暴力の統計をほとんど変えることはない。そしてこの場合大抵、女性が暴力的な男性から自分の身を守ろうとして起こるものなのである。アメリカ司法省の調べでは、女性は男性の十一倍以上も家庭内暴力の犠牲になると言われている。(2)

24. 家庭内暴力は、しばしばあやふやに「家族間暴力」とも呼ばれる。そのため核家族であれ、合同ないし単一の性の家族であれ、家族の実際の形態が重要な調査の対象となる。家庭内暴力について議論する時、伝統的な家庭という狭い囲いからこぼれ落ちる女性が近親者から長年受けてきた様々な暴力の体験を踏まえて論議することはほとんどなかった。(3) それゆえ、家族間暴力を定義する時は、同時に家族の概念化を伴うという点が重要である。しかし、だからといって伝統的家族には含まれない体験を持つ女性の現実がめったにないとしたり、その現実を否定したりするものではない。

25. この報告の目的は、家族を個人的な親しい関係という視座から広く捉えようとするものである。家庭内暴力の議論に関して主観的な捉え方、たとえば、自分たちは家族だと感じて、ひとつの単位として関わり合っている人々の方が、客観的な立場の人々のものより包括的であり、より適切である。家族という概念は、国が作り出す画一的な定義に頼るよりは、むしろ愛情細やかな、慈しみ深い理想的な言葉で再定義すべきである。私たちが、家族を成り立たせるものは何かを理解するに当たって、「多様さと複合性」を念頭に入れるゆとりが必要である。(4)

26. 家族間暴力を考える時、いわゆる私的な生活の中で女性を管理するため国が容認してきた暴力というのは、これまで全く明らかにされてこなかった。また世間一般での私的な言葉づかいや最高権力である国が使う言葉づかいは、否応もなく女性の人権理解に影響をおよぼしてきた。これらの形態の暴力を家庭内暴力としてはっきり定義するためには、家庭内で密に行われる暴力をまず概念化するところから始めねばならなかった。しかしただ個人的な加害者だけに焦点を当てるといった偏ったやり方では、公と私という二分法を正当化することになる。これは女性人権活動家たちから、とりわけジェンダーという次元を無視するとして、問われ続け、批判されてきたことである。従って、女性に振るわれる暴力ととそこに関わる個人の関係を分かりやすく示した包括的枠組みを見出すことは、公と私という二分法を超えて暴力に取り組んでいくために重要である。

27. きわめて複雑にからみあった家庭内暴力は、有力なひ抑圧手段として存在している。一般的な女性への暴力とりわけ家庭内暴力が女性を抑圧する社会の不可欠の要素として役だっているのは、女性への暴力が優位に立つジェンダーのステロタイプから来ているばかりでなく、伝統的に女性が優位に立つ場所、すなわち家庭で女性を支配するために利用されるからである。

28. この報告書で暴力の形態とその問題性を明らかにするうちに、家族間暴力は、家庭内で果す役割が大きい女性に向けられた暴力であること、また家庭内で女性に直接あるいは消極的な形で衝撃を与える、意図的な暴力であることが分かった。そしてこうした暴力をふるうのは、個人の場合もあるし公の場合もある。この捉え方は、従来の、近親者による近親者への暴力からあえて外れて、女性への暴行として捉えている。それはまた国連「女性への暴力撤廃宣言」の第2条が女性に対する暴力として「殴打、家庭内における女性の性的虐待、持参金に関連した暴力、夫婦間の強姦、女性性器の切除及びその他の女性に有害な伝統的慣習、婚姻外暴力及び搾取に関連した暴力を含む家庭内において起こる肉体的、性的及び精神的暴力」を含み、かつこれに限られないととしている線に沿うものである。

(5)

III. 人権侵害としての家庭内暴力

29. 本特別報告者は、先の報告書で女性への暴力に関する国際人権基準を詳細に述べた。それゆえここでは、個人よって、また国家によって、家庭内で行われる暴力は、女性の人権侵害であると言えは十分であろう。国の措置や怠惰によって明らかになった国の政策は、結局のところ家庭内の暴力を助長させ、あるいは容認してきた。むろんこうした暴力に対して国の義務として言いわけ程度の罰は保証はしている。「近親者による暴力の場合、男性特有の腕力の自覚からなされるのではなく、むしろ男性の優位性、イデオロギー、社会的地位が男性としてその妻を、義務ではないが懲らしめる資格を与えるのである。妻への暴力は、それゆえ個人的、単独的、また逸脱した行為というわけではない。それは男性としての義務、あるいはしるしであり文化の中に深く浸透し、いたる所でなされ、法的制裁から全く、あるいはほとんど免れ、また拒むものでさえある」(6)。ゆえに家庭内暴力の性に基づく暴力に歯止めをかけることを怠った国家は、家庭内暴力をただ家庭犯罪として捉えるのではなく、人権問題として扱うよう強く求められている。(7)

30. 国際人権法の下で各国政府は差別を越えて人権侵害に関わらざる得なくなっただけでなく、人権の濫用を防ぎ、またその責任をも負わねばならなくなっただけでなく、国際人権擁護が狭義の意味で捉えられていたために、条項に特別に「市民的、政治的権利に関する国際規約」があるにもかかわらず、国が私的な加害者による暴力を防ぎ、罰することを怠るのを見逃してきた。人権規約は、国に対し、何よりも生きる権利を保証し、拷問、残酷、非人道的、或は屈辱的処遇からの自由、身の安全を保証するよう求めている。

31. だが、国際法の解釈と規範は以前にもまして、公的又は私的に行われる暴力を防止するために、国が担うべき積極的な役割と責任を明確にする方向に進みつつある。国が責任をとるということは、国が私的加害者による人権侵害に対して防止策をとり、処罰する義務があることを認めていくことである。この条件の下でこそ、人権委員会は、国には市民をこうした暴力から守る義務があるばかりでなく、暴力が起こった場合、それを調査し、加害者を裁く義務があると明確に述べてきたのである。(8) 地域レベルでは、「女性への暴力の防止、処罰、撤廃に関する米州条約」(「ベレム・ド・パラ条約」)が、性に基づく暴力に焦点を当て、家庭内の暴力を禁じた初めての地域的人権条約である。

A. 相当な注意・配慮

32. 上記の定義に従えば、国家は、相手が誰であれその人権を奪おうとする私的加害者を組織的に防ぎきれない時は共犯となりうる。

33. しかし、国が直接行った暴力と違って、国が私的な暴力の共犯であることを立証する基準はかなり相対的である。それを立証するためには、国が全面的になにもせず、暴力を容認してきたことを証明しなければならない。国が積極的に家庭内暴力の事件に関わらず、また女性の親しいパートナーによる殺人、レイプ、暴行の証言を一貫して取り合わない場合、国は、女性の身体そのものに対する市民としての権利を、極端な場合命に対する権利を守るために最小の動きさえも怠ったことになる。そして、それはこうした暴力は許され、罰せられることはないと通達することである。共犯者となることを避けるためには、国は、暴力を振るう私的加害者に対する防止、起訴、処罰という積極的な措置を取ることで相当な注意・配慮を示さなければならない。

34. 女性差別撤廃委員会 (CEDAW) は 1992 年、一般勧告 19 を採択した。その中で、委員会は女性に対する暴力は人権の侵害だとし、「国家は、たとえ人権の侵害を防止すること、また暴力行為に対して調査し処罰するという相当の注意・配慮に欠けたとしても、私的な暴力に対して責任があり、その償いを定める責任もある」と強調している。(9) 委員会はさらに、国が女性を性暴力から具体的に保護する措置をとるべきであって特に次のようなものが必要であるとしている。

- (i) 法的措置の実施。特に家族間の暴力と虐待、性的暴行、職場での性的嫌がらせなどあらゆる種類の暴力から女性を保護するための刑罰、民事訴訟、補償の規定。
- (ii) 防止措置。公の情報、男女の役割と地位に関する態度を変えるための教育プログラム。
- (iii) 保護措置暴力の犠牲となった、或はその危険にある女性のための避難所、カウンセリング、更生活動、支援サービス。」

35. 女性への暴力撤廃宣言は、また国に対して「あらゆる適切な手段を以て遅滞なく女性に対する暴力を撤廃するための施策を推進すべきであり」とりわけ「女性に対する暴力行為を、かかる行為が国により行われたか又は個人によるものかを問わず防止し調査した国内法に従って処罰するためしかるべき努力を払う (第 4 条)」よう強く求めている。

36. 米州人権裁判所がベラスケス・ロドリケス事件に対して下した判決(10)では、私的な暴力に対する国家の責任について最も重要な主張が明確に述べられ、国家の義務について国際基準となりうる権威ある解釈が表明されている。この裁判所の見解は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(ICCPR)の第2条を拡大解釈して適用したもので、当事国がこの規約で承認されている権利をすべての人々に保証することを求めている。米州人権裁判所は、さらに同裁判で当事国が「[国際法が保証する]権利の侵害にかかわるすべての状況を捜査をする義務がある」ことを重ねて確認している。これは米州人権条約の第1条のもとで、条約当事国内に住むすべての人々に対して与えられている権利を国家がどこまで「保証」すべきかを問題にしているのである。同裁判所は、国が「個人又は集団が条約によって承認されている権利を侵して、自由に、なんの罰も受けずに暴力を振るうことを許すならば、国家は『この』義務を怠ることになる」としている。(11) さらに法廷は当事国に対して次のように求めている。

「国家は人権侵害を防止するため納得のいく措置をとるべきである。当事国内でなされた暴力に対して真剣な捜査を行うため、あらゆる手段を用いて暴力を犯した者をつきとめ、適切に処罰し、被害者が十分に償われようにすべきである」(12)

この中ではまた「いかなる暴力も不法行為として捉え、処罰されることを保証する」よう求めている。この主張と平行してさらに、国家は一貫して拘束力がなかった刑法の施行を義務づけるべきであると言う。こうしてもっぱら個人的な行為とばかり思われていた暴力が、国家の構造的な暴力に変わってきた。「なぜなら暴力防止のための相当の注意・配慮をなおざりにし、米州条約の要求にこたえなかったからである」(13)

37. さらに同法廷は、ただ一度人権侵害を犯してしまったから、また一度だけ捜査が無駄に終わったからといって、国が配慮を怠ったことにはならないと述べている。問題は国家が自らの義務を真剣に果たしたかどうかである。そしてこの真剣さは各々の事件に関わった国の役人と事件を起こした加害者個人の行動を通して判断される。相当の注意・配慮は、また個人的な暴力の被害者たちに対して十分な救済策をとり、それを実行することを求めている。しかし、家庭内暴力を犯罪として裁き、処罰する法律そのものはまだ十分とは言えない。各国政府は家族間の暴力事件の捜査、処罰の「実施を保証をする」ため、その職務を遂行していかなければならない。(14)

38. たとえば、公務員、警察、裁判所、厚生省の働き、また暴力の犠牲となった女性たちを守り保護する行政主導のプログラムは、すべて相当の注意・配慮を具体化するものである。しかし一方、捜査がなされなかった個人的な事件や、処罰を免れた散発的事件は国際社会が保証する法によって裁かれることもない。

39. 本特別報告者は、先の予備報告書で家庭内暴力に関する国際法の枠組みを設定した際、国の責任について次のように述べた。「国際社会によって最近設定された規範に関連して、女性への暴力犯罪を見過ごした国家は、その加害者と同罪である。国家は、女性への暴力犯罪を防ぎ、捜査し、処罰する全面的な義務がある」(15)

B. 法律による平等の保護

40. 特に ICCPR の第 2 条(1)、3 条、26 条に記されている国際法は、国は人権保護において、ジェンダーを含めさまざまな理由で差別してはならないとしている。これを守らない場合は人権を侵したことになる。暴力の被害者である女性は、他の暴力による犠牲者と同様、法による措置と保護を平等に受ける権利がある。それゆえ受けた暴力に対してなんの措置もなされなかった場合、實際上、性による不平等と差別を受けたことになる。

41. 「女性差別撤廃条約」の第 2 条は締約国に対して「女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求すること」を求めている。そしてその中でまた、締約国は「女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保する」義務があるとしている。さらに「女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む）をとること」を求める。同様な条項が「人権と国民の権利に関するアフリカ憲章（第 2 条、3 条）」、「人権に関するアメリカ条約（第 2 条、24 条）」、「人権と基本的自由を守るヨーロッパ条約（第 14 条）」にも記されている。

C. 拷問、虐待、非人道的及び屈辱的な処遇

42. 拷問と性犯罪についての心理学専門家の研究に基づき(16)、家庭内暴力もそのすさまじさと国の責任を生じさせるものかどうかによって、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」や「拷問禁止条約」が規定している拷問、虐待、非人道的及び屈辱的な処遇及び

罰を構成しうると、法律専門家は主張している。これは、親しい者による暴力は国家によって直接行われる暴力に比べてすさまじいものでも恐ろしいものではないという前提に異議を唱える見解である。

43. 国際法が定義する拷問には、一般的に4つの重要な要素が含まれている。(a)肉体的、精神的に激しい苦痛を与える (b)意図的に苦しませる、(c)特別の目的のために行われる、(d)積極的であれ消極的であれ、当局が何らかの形で関与している、という要素である。(17)

44. 上記の定義による拷問と同様、まず第一に家庭内暴力も、死に至る場合も含めて、肉体的、精神的苦しみを伴うと言うことができる。次に家庭内暴力は、拷問のように、意図的に行われる行為である。女性パートナーを暴行する男性は、自分の衝動を家庭以外の場所で処理することができず、従って、その矛先は、パートナーや子供に向けられることになる。三番目に、家庭内暴力は一般的に、罰を与えたり脅迫する、女性の人格をおとしめるといった特定の目的を持つ行為である。最後に、これもまた拷問と同様、少なくとも家庭内暴力を防ぐための相当の注意・配慮と男女平等の保護を行わなかった国家の意図的関与によって起きるものである。以上の証明から家庭内暴力は、拷問と同じ形態であることが理解できよう。

45. 拷問禁止条約は、「関係当局の同意あるいは黙認（第1条(1)）」によって行われた個人的な拷問や虐待行為にも適用される。従って、夫婦間レイプや名誉を守る行為を除外して家庭内暴力の加害者を制裁から免れさせ、国家の同意を反映するような差別的な法律や慣習に取り組むためにも、国際人権法の枠組みを適用しうるのである。家庭内暴力を拷問の一形態として扱えるならば、国はすべての加害者に対する訓練、捜査、訴追、身柄引き渡しなどによって、家庭内虐待の法的その他の予防措置を講じる義務を負うことになるはずである。

46. 法律家や専門家たちは、当局による公的な拷問と家庭内暴力に見られる肉体的、精神的虐待は、その種類も苛酷さも匹敵するという証拠を示している。暴行を受けた女性も囚人も、恐怖の中で孤立して生き、身体的暴力によって死や重大な障害にいたる可能性があるだけでなく、容易に治らない深刻な精神衰弱に苦しめられていると、彼らは主張する。いずれの場合もレイプがごく当たり前に行われ、しかももっとも破滅的だと報告されている。暴行を受けた女性は、囚人と違って、逃げ出すことができるように思うが、自分や子供に再びいつ襲ってくるかわからぬ恐ろしい暴力ゆえに怖くて逃げることができない。生

き延びるための資金も法的支援もコミュニティの支援もなければ、逃げ出すことは不可能であるばかりか、彼女たちの心の中の恥、絶望、自分が暴力を受けるのは当然だという気持ちをいっそう強めてしまうのである。

47. 第二に、当局による拷問のように、家庭内暴力も意図的に行われる目的のある行為である。女性に暴行する男性は、共通して自分の衝動をほかの場所で処理できず、パートナーや子供に向けるのである。第三に、公的拷問と同様に家庭内暴力も、情報を引き出すことや処罰、威嚇、差別するといった具体的目的のために行われ、米州拷問禁止条約にあるように、人格を抹消し女性の能力をおとしめるものである。暴行は拷問と同様、屈辱的な尋問を伴うが、その目的は被害者から情報を引き出すためというよりむしろ被害者に対する優位、所有権を主張することにある。暴行を受けた女性は、拷問を受けた人と同様、絶えず変わるため守りようのない規則に違反したとってあからさまに罰せられる。いずれの場合も、被害者は身体的暴力と口頭による虐待の恐怖に絶えずおののき、くじけてしまう。また断続的に優しい言葉をかけられて巧みに操られるのである。近親者による暴力は、国際的に認識されているように、性差別の現われであり行動である。

48. 国が家庭内暴力を防止し、処罰するという相当の注意・配慮と男女平等の保護を行わない場合、その暴力は少なくとも、当局による拷問や虐待のように国の意図的な関与によって起ったものと言える。国がこの暴力を許し、あるいはそれに消極的であったり、本気で取り組まなかった場合、国は、被害を受けた女性を横暴な支配者である加害者の手にゆだね、意図的にその加害者を支えることになる。これらのことを踏まえて、ICCPR は、苛酷な家庭内暴力を拷問の一形態と理解し、さほど苛酷でない場合は虐待として裁かれると主張するのである。

49. なお、国連の拷問禁止法は、「当局による同意あるいは黙認」の基に行われる私的な拷問及び虐待も禁じている。従って、国際人権法の枠組みは、夫婦間レイプや名誉を守る行為を除外することで家庭内暴力を処罰の対象にしない差別的な法律や慣習に取り組む際にも適用できるのであって、国がこの暴力を予防し罰するための積極的手段を取らない状況にも適用可能である。

50. 家庭内暴力を拷問の一形態として解釈し、処置すべきであるという意見の中で、さほど苛酷でない虐待については、適当な NGO の専門家や法律家と共に調査にあたる特別報告者や条約機関が考慮すべき問題とされている。

D. 差別

51. 性に基づく暴力は女性に対する差別の一形態であり、従ってそれ自体が人権侵害であることを提示するために、国際法の解釈を相当の注意・配慮の基準を超えてか拡大すべきだとする主張もある。女性差別撤廃条約第1条は、そうした差別を次ように定義づけている。

「性に基づく区別、排除、又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享受し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」。

52. 女性差別撤廃委員会(CEDAW)の一般勧告では、この条約がいう性差別の全面的禁止は次のようなものを含むと述べてる。

「性に基づく暴力、すなわち、それは女性が女性であるがゆえに、また女性の安定を壊す意図的な暴力である。それは、肉体的、精神的、性的損害、または苦痛が結果的に生じるかあるいは生じるであろう暴力行為を意味し、またこれらの行為を行うという脅迫、強制、自由の恣意的な剥奪を含む」

53. 同委員会はまた、女性に対する暴力が差別の一形態であるという見解を出した。国際法の拡大解釈を提唱する委員は、どんな社会にも女性に対する虐待と暴力があると指摘する。暴力はもちろん社会のあらゆる所で振るわれているが、性に基づく家庭内暴力はもともと意図的に女性の様々な権利を奪い、女性を集団として従属させるために起こるものである。こうした形の女性の従属は世界中で見られるように、構造的で、社会に浸透したものであるため、性に基づく暴力は明らかな差別であって、それ自体国際人権法の侵害であることは間違いないと主張されるのである。(18)

IV. 家庭内暴力の形態

54. 女性のライフサイクルの過程で、性に基づく様々な形態の暴力が行われている。その中で一番顕著なものが家の中で、しかもその女性に最も親しい者によってなされる家庭内暴力である。息子優先の文化の中では、女性は誕生以前からすでに、性別選択中絶や、女児殺しなどの厳しい差別の対象となってきた。女児に対する暴力は、肉体的及び感情的虐待はもちろんのこと、意図的な栄養失調、不平等な医療の受診に見られるように明らかである。女児を脅かす暴力に、近親姦、女性性器切除、早婚その他危険な風習、親による売春及び担保としての身売りがあげられる。

55. こうした慣行は求婚と結びついた暴力でさらに倍加する。成人した後も女性は一貫して、妻虐待や夫婦間レイプ、持参金暴力、家庭内殺人、殉死、強制妊娠、人工中絶や不妊手術、未亡人や老女に対する女性の家事労働者に向けられるものと同じ虐待や暴力の被害者になり、生き延びなければならない。こうした広範囲にわたる女性への様々の暴力は、無数の家庭内暴力を一目瞭然に示している。家庭内暴力は明瞭な社会的、文化的、政治的背景があって存在し、その形態も様々ではあるが、国境を越え、文化の独自性を越えて、止まることなく広がっているのが現状である。だが、これほどあらゆる所に広がっていながら、共謀した沈黙がこの暴力の広がりやを隠し続けている。

A. 女性への暴行

56. 女性への暴行あるいは家庭内の暴行は、家庭内暴力の最も一般的なものであり、家庭内の優位に立つパートナーが肉体的、心理的な力をふるうという特徴をもち、しかもこの場合パートナーは男性であり、従属的なパートナーを脅し、操り、強制することを目的としていることがたいていの場合認められる。(19) 暴行を生き延びた女性被害者によると、こうした暴力は、蹴る、殴る、かむ、叩く、首を絞める、火傷させる、酸をかける、げんこつやもので打つ、身体やモノでレイプする、刺す、撃つなどさまざまな拷問に等しい暴力を含むという。そして極端な場合、女性への暴行は家庭内殺人にいたる。

57. 暴行の武器は、しかし肉体的暴力だけではない。拷問と同様、加害者は女性を支配し、操作し、動揺させ、えじきにし、無力にさせるために、肉体的暴力と精神的暴力を合わせて弱らせるのである。言葉による心理的虐待や社会的な行動の制限や管理、また経済的な力を奪うといったやり方はたいてい肉体的暴行を伴う。(20) 女性全般に対するささいな

暴力やとりわけ家庭内暴力は、女性の中に恐怖を広げ、彼女たちが生きる道を阻むのである。

58. 暴行を受けた被害者、生存者の多くが、心理的暴力は肉体的虐待より悪いと報告している。暴行の後の傷跡は現実を内密にしても外面でわかる証拠となる。しかし、傷跡もなければ傷の手当も必要ない場合、被害者は精神的に動揺することが多いという。暴行を受けた女性たちは、ストレスや、外傷後ストレス症候群、パニック発作、抑鬱、身体上の問題、高血圧、アルコール中毒、薬物中毒、自信喪失などストレスからくる病気にかかりやすい。こうした心理的な状態から自殺や自殺未遂の発生率が極端に高くなっている。インド、バングラデシュ、フィジー、アメリカおよびパプアニューギニアとペルーでの調査は、家庭内暴力と自殺が深く関わり合いがあることを証明している。家庭内暴力の犠牲となった女性は、暴力を受けずに暮らしている女性より 12 倍も自殺を図る可能性があり、事実、アメリカでは暴行を受け女性の 35%から 41%が自殺を図っており、成功した女性も少なくない。(21)

59. 女性に対する暴力の被害者や生存者は、生命の不安から、家から逃げざる得なくなることが多い。しかし、彼女たちを支える施設もなく、行く当てもない女性が大半ではないとしても少なくない。例えば、ニューヨーク市では暴行を受けた女性のためのシェルターがあるが、ここへやって来る女性の 59%がいったいで断られてしまう。その結果、アメリカでは家庭内暴力の被害者とその子供たちがホームレス人口のかなりの割合を占めるにいたった。(22) 被害者のためのサービスやシェルターを提供する組織が全くない国では、女性は友人や家族の理解なしには家から出ることはできない。

60. 家庭内暴力の女性被害者が加害者に殺されることも珍しくなくなってきた。調査によると、実際に殺された女性は暴行者であるパートナーと長年暮らしてきた人が多く、虐待を伴う関係の中で暮らした時間と、暴力の頻度や程度に一つのパターンが見られる。オーストラリア、バングラデシュ、カナダ、ケニヤ、タイ、アメリカでなされた調査は、家庭内での女性殺しの現実を伝えている。(23) 南部アフリカ諸国の女性グループもまた急増する女性殺しの調査を始めた。「法と開発におけるアフリカ女性」が行ったプロジェクトでは、一般的な女性への暴力と具体的な女性殺しの犯罪に対する南部アフリカ 5 か国の政府の役割について調査した。その結果、これらの国々が女性の人権を掲げ、保護していないために、女性殺しを引き起こしていることが分かった。(24)

61. また、多くの国の文化では、姑が家庭内で女性に対してある程度の力と地位を占めている。報告によると、南アジアからカナダに避難してきた女性難民はただ夫による虐待から逃れるためではなく、一緒に家に住んでいた義理の家族たちによる肉体的、精神的暴力のため逃げて来たという。(25) 加えて、中国の農村に住む女性によれば、は家庭内暴力は夫自身だけではなく、夫の家族によって頻繁に行われているという。(26)

女性への暴行の統計データ

62. 家庭内暴力事件に関する詳細な調査が必要である。調査は世界各国あらゆる所で行われてきているが、とりわけカナダとアメリカなどの北の国々のデータが入手しやすい。とはいえ、以下のデータはこの問題の広がりや重大さをほとんど疑問の余地なく示している。

- (a) 1985年ブラジルのサンパウロで報告された暴力の内、81%以上が夫やボーイフレンド、あるいは前の夫や前のボーイフレンドによってなされたものである。(27)
- (b) 中国では、離婚の急増に伴い、多くの家庭内暴力も明るみに出てきた。離婚のサンプル調査では、四分の一の家庭で妻への暴行が問題となっていた(28)
- (c) フランスでは、暴力の被害者の95%が女性で、そのうち51%がその夫による暴行だと報告されている。(29)
- (d) 1990年、グアテマラの女性のサンプリング調査の結果、49%が男性パートナーによって肉体的、感情的、性的な虐待を受けていることが分かった。(30)
- (e) インドの女性に対する暴力を調査した結果、94%のケースで、被害者と加害者の関係は家族であった。(31)
- (f) イスラエルの既婚女性の約10%が暴行を受けていると推定されている。(32)
- (g) 日本の796人の女性を調査した結果、その77%が家庭でなんらかの暴行を受けたことがあると答えた。またこの内、58.7%の女性が、肉体的暴力を経験しており、65.7%が感情的な暴力によって苦しめ、4%が性暴力に悩んでいると答えた。さらに、1万1000人以上の女性が毎年家庭内暴力のため、離婚訴訟を起こしている。(33)
- (h) ケニアのキッシ地区の調査によると、42%の女性がその家族によって日常的に暴行を受けていることが分かった。(34)
- (i) ニュージーランドのサンプル調査では、女性の22.4%が16歳になった時点

から身体的に暴行を受けており、そのうち 76%が男のパートナーによる暴行であった。また親しい男性から虐待された女性のうち 7%がその虐待は、肉体的でばかりでなく性的なものでもあったと報告している。(35)

- (j) ニカラグアでは調査の対象となった男性の内、44%が自分の妻を殴ったことを認めた。(36)
- (k) パキスタンのある新聞社の調査では、回答した女性のうち、主婦の 99%と外で働く女性の 77%が夫の暴行を受けていると報告した。(37)
- (l) ルーマニア、ブカレストのフォーレンシク病院が集めた統計によると、この病院へ治療に訪れる女性の内、28%が親しい男性による暴行のためであった。しかし医師によれば、この統計は、一般的に被害者が病院にやって来るのは、いくつもの暴行を受けた後であるために、確実とは言えないとしている。またブカレストの約 60%の離婚訴訟では、その理由として身体的暴力があげられている。(38)
- (m) タンザニア共和国の三つの地区で家庭内暴力の調査をした結果、その内 60%の女性が家のパートナーによって肉体的な暴行を受けていることが分かった。(39)
- (n) アメリカでも毎年、約 200 万の女性たちが男のパートナーによって暴力を受け、そのうち約半数が病院で手当てを受けたという。(40)
- (o) 1992 年のザンビアの女性の調査では、特に対象となった女性の 17%が、身体的あるいは精神的暴力のいずれかを、普通の結婚生活の中で受けていると報告している。(41)

63. 以下のマンスン・チェン（韓国）の話は、妻に対する暴行の典型的な例である。(42)

マンスンは 42 歳。3 人の子供の母親で、夫は軍人である。かつて彼女は、別の男性と結婚を約束していたが、友達だった今の夫に、結婚前にレイプされて純潔を失ったため、その男性との結婚をあきらめざる得なかったという。彼女自身罪の意識に苛まれ、責任をとってレイプした男と結婚しなくてはならないと思ったという。

マンスンの夫は飲むたびに暴力的になった。最初のうち、その暴力は直接彼女に向けられたものではなかったが、やがて彼女自身に対して振るわれるようになった。夫は、軍隊生活で覚えたテクニックを使って、彼女を脅し、殴り、また首を絞め、箸で突き、こん棒で打ち、鼓膜を破った。そして彼女が寝ているテントに火をつけることもあった。その結果、夫ではなく彼女自身が、精神的な治療を必要とするようになった。身の危険を感じて

彼女は夫のもとから逃げ出すと、行く先々で見つけ出され、連れ戻されてさらに激しい暴行を受けることになった。彼女は、結局「シムター」というソウルにある暴行を受けた女性のための避難施設に行った。そこで、元気を回復し故郷に帰って行った。夫のもとには戻らなかった。

マンスンの話では、彼女の夫は家庭内暴力の雰囲気の中で育ち、彼の母親もその夫や夫の祖母からぶたれてきたと言う。マンスンの夫とその三人の兄弟は全員暴力を振う。

B. 夫婦間レイプ

64. 最近多くの国々で夫婦間レイプを犯罪と認める動きが出てきた。しかし、夫婦の間でレイプなど存在しないという主張も聞かれる。レイプの幅広い定義によれば、力づくで、脅され、威嚇されながら行われる合意のない性交であり、夫によるレイプもそこに含まれるのである。しかし、犯罪としてばかりでなく、人権侵害として夫婦間レイプを捉えるには、プライベートな部分である家庭をどう捉えるかという複雑な問題になる。夫婦という最も親密な間柄でのレイプについて、社会的、個人的双方の主張の正当性が問題となってきたのもつい最近のことである。

65. 例えばスリランカは最近の刑法の改正によって夫婦間レイプを承認したが、それも法的に別れたパートナーに限ってのことであり、実際一緒に住んでいるパートナーとの間ではレイプとして認めようとしめない。しかし一部の国では、家庭内暴力を隠すための偽装の夫婦関係を認めず、夫婦間レイプを法制化するようになってきた。例えば本特別報告者に報告を提出したキプロス政府は、1993年6月に成立した「家族間暴力の防止と被害者の保護に関する法律」は、夫婦間レイプを、「レイプは結婚しているか、いないにかかわらずレイプである」としている。

C. 近親姦

66. 近親姦または家族内の子どもへの性的虐待は、信頼を裏切るという意味で特に悪質な犯罪である。昔から少女に対して父親、義理の父親、またそれに当たる人によってこの近親姦が行われてきた。近親姦はただ血縁関係だけでなく、社会的な親子関係にも当てはまる。本特別報告者が受け取ったこの問題に関する回答のほとんどが示すように、世界中の国々で近親姦は法で規制され、犯罪行為とされている。しかし、根本的な問題は、こうした行為が犯罪であるかどうかではなく、それに対する処罰が実際社会の中できちんとなさ

れているかどうかである。

67. 近親姦は一般的に、社会的かつ生物学的理由で受容できないものとみなされている。従って、近親姦を禁じているのは、近親姦をめぐるタブーを反映したものである。しかしまさに近親姦が、この世の最も基本的な社会の規範を破るものであるため、これが起こった家では隠し続けることになり、その結果、家庭内暴力の形態のうちもっとも見えにくい、また報告しにくいものとなっている。

68. その上、近親姦の被害者となった子どもは、とりわけ攻撃されやすい集団となる。それは彼らが自分が置かれた社会状況の中で決定権をまったく持てず、コントロールもできないからである。加えて、彼らは、保護を受ける手だても持てず、家族に依存して生きる他ないのである。子どもの犠牲者は自分が置かれた状況を理解するには幼すぎ、秘密を守るよう強要され、また家族という力に威圧されてしまう。男性と女性、そして子どもと大人を分けるやり方が徹底的に利用されるのである。

69. 近親姦は必ず傷を与える。近親姦によって身体的傷害を受けた人々を診断した医師たちは、彼らが特に、肛門や膣を裂かれ、括約筋障害を起こしていること、性病にかかったり早期妊娠をしていることをつきとめた。また同じく、長期にわたる精神障害も起こしており、それが問題の多い行動をとる原因となっている。さらに虐待された子どもたちが自分自身を虐待するようになる例も驚くほど多い。

70. 確かに法律では近親姦を禁じているものの、秘密を強要されたり、裁判になると法医学的証拠を要求されるとか、妻は夫について証言できないとか虐待された子どもも反対尋問を受けるといった証拠上の手続きによって、被害者の人権は無に等しいものとなる。そのため、近親姦訴訟は敗訴するか、あるいはなかなか訴訟にまでもって行くことができないのである。法律が、建前だけのものにならぬよう、近親姦を立証し、加害者を起訴できるしくみが整備されることが緊急の問題である。

71. 「子どもの権利条約」第19条には、次のように書いてある。

「1. 締約国は、児童が父母、法定保護者または児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取り扱い、不当な取り扱いまたは搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」

「2. 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続きに定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続きを含むものとする」

72. これらの条項では近親姦がはっきりと犯罪とされているばかりでなく、国際法のもとで保護されている子どもの人権侵害であることが明らかである。それゆえ、国家は、どんな社会においても近親姦の加害者を防止し、訴追、処罰するための注意・配慮を怠ってはならない。

D. 強制売春

73. 男性パートナーや親によって強制的に売春をさせられるという形の家庭内暴力は、世界中で報告されている。例えば、パキスタンでは、夫に肉体的、また性的な虐待を受けながらも、売春を強制されている女性は珍しくはない。(43) またネパールの農村から若い土着の女性たちが夫や親戚によって騙され、売られ、遠くインドまで売春のために売買されている。(44) 売春婦にされた女性は閉じ込められ、しばしば7年の間、性の奴隷として徹底的にレイプされ、またくり返しさまざまな性的拷問の対象となっている。逃亡した何人かの女性が語る所では、売春に抵抗すると、拷問されたり殴られたり食事を与えられなかったりするという。その上売春婦は非人間的な、屈辱的な状況の中で働かされるのである。しかもインドでは、強制的に不妊処置までされるという。売春婦になるとほとんど家族と連絡が取れず、家に帰ることは禁じられている。例え彼女たちが、感染率の高いエイズを含む危険な病気にかかる危険があっても、医療はほとんど受けられない。一度彼女たちが病気にかかっていることが分かると、即刻村に返され、そこで周囲から理解も得られず、また何の治療も受けられず日々を送ることになる。(45)

74. 売春婦となった女性は例え奴隷状態から解放された後でさえも、売春婦としての汚名をかぶり、村八分になるのを恐れて家に帰ることができないことが多い。犠牲となった女性の一人は、次のように述べている。「一度売られてしまえば、もう私たちの人生はおしまいも同然。例え村に帰ってきたとしても、村人たちは、まるで私たちが自分でこういう運命を招いたように見るのです」(46)。

75. 女性の人身売買に関する法律は、不備な点が多く、拘束力もほとんどない。しかも報告によると、人身売買者に対する取り締まりもはほとんど行われず、例え行われたとして

も、形だけのもので、結果を生み出すところまで行かない。(47)

76. パキスタンの被害女性アーイシャの場合。彼女は、麻薬常用者の夫ベイ・グーラム・モハマッドによって何年間も暴行を受けてきた。(48) 夫は4年間、自分の麻薬常習を続けるために、彼女に売春を強要した。さらに夫は、何回も彼女を最初の妻の連れ子である義理の息子アジャズ・ファイザに売りつけていた。

「1995年5月19日、アーイシャは、とうとう身の危険を感じて家を出る決心をした。アーイシャによると、その日、彼女の子どもたちと近所の子どもたちがけんかをしたので、彼女は子どもたちみんなを叱りつけたという。それを夫が聞きつけて、アーイシャを怒鳴りつけ、殴打した。これが初めてではなかったので、アーイシャは、夫の殴打をマンチ・ヒラ・シン警察に訴えると脅した。すると夫は斧や肉切り包丁を持ち出してきて、彼女を脅した。後日、彼女は、夫から逃げて、警察に訴えに行った。ところが、警察で夫の親戚に会い、そういう問題は家庭内で解決するもので、警察に来るものでないと諭された。また、そこで彼女の叔父とも会い、同じことを言われた。そのうち夫は彼女が警察に駆け込んだことを聞きつけ、親戚を引き連れて警察にやって来た。夫は着くなり、彼女の叔父に彼女をこれ以上殴ったり、傷つけたりしないと安心して、叔父もまた、彼女に家に帰るように説得したという。」

「その日のうちに、みんな家に戻ってきた。しかし、その夜、アーイシャの夫は突然子どもたちを家から出して、6人の親戚と一緒に家に入ってきた。そしてアーイシャの話では、夫と6人の親戚が全員、彼女を殴り始めた。殴り終わると、親戚の者が彼女を取り押さえ、その間、夫は台所から包丁を取り出し、彼女の鼻を切り取った。このことがあってから、彼女はカラチの親戚の元へ逃れ、今もそこにいる。」

E. 家事労働者に対する暴力

77. エスカレートする女性家事労働者に対する暴力は、最近になってようやく国際的に注目を浴びるようになった。移民労働者を受け入れる国も送り出す国でも、その労働に頼る経済的利益ゆえに、彼らに対して当然責任をもつべきはずが消極的であったため、またこの暴力について報告も少ないこともあって、移民家事労働者に対する暴力はあまり表面化することがなかった。さらに、この問題に取り組むにはいろいろな障害があった。外国人であるためにほとんどの人に市民権がないのだ。本特別報告者が先の予備報告で詳しく述

べたように、移民女性労働者たちは、二重に社会から取り残されることになり、そのことが結局、彼らを受け入れる国でも送り出す国でも、暴力の発生率を非常に高いものになっている。

78. 女性の出稼ぎ家事労働者に対する暴力の問題は、特にアジアや中東で深刻である。

(49) スリランカ、インド、バングラデシュ、フィリピン、インドネシアのような国々では、失業と貧困の急増によって、女性たちが主として未熟練労働の分野で雇用を求め、その圧倒的多数が家事労働者になる。アジアの出稼ぎ労働者は 1000 万人を超えるが、その少なくとも 50% が女性である。(50) 例えばスリランカの何千人もの女性たちが、現在中東、ギリシャ、香港、日本、モーリシャス、シンガポールで働いている。(51)

79. コミュニティや家族の中での孤立や性差別主義、人種主義、階級主義が、家事労働者に対する暴力の広がり、彼らの住まいであり職場である壁の中での雇用主による虐待を招く条件をさらに悪化させている。

80. 例えばクウェートでは、1991 年 3 月から 1992 年 8 月にかけて、少なくとも 2000 人の家事労働者が暴力から逃れて、自国の大使館に逃げ込んだ。NGO の発表によると、クウェートでは「アジア人メイドに対するレイプや暴行、虐待という重大かつ明確なパターンがあるが、それらはほとんど処罰されることがない」という。(52) こうした暴力は、アラブ連合諸国、サウジアラビア、マレーシア、シンガポールでも報告されている。

81. 出稼ぎ労働者人口が多い国では、さまざまな公式、非公式の法律や社会の構造が存在しており、それらが重なって女性家事労働者に不利に働いている。暴力を取り締まる法律がなかったり、有効な法律や取り締まり制度がないところは、女性家事労働者を保護も権利もなく、弱い立場におく状況を作りだし、暴力はますますエスカレートする。また警察が、虐待と暴力をふるう雇用主から逃れようとする女性にストップをかけたり、正式に訴えるのを止めさせて、元の暴力雇い主の所へ戻すケースもある。(53) さらに、社会的には犯罪を取り締まる構造になっているものの、レイプや虐待の場合、女性の言い分を信じることへの偏見があり、犠牲者を逆に非難する風習が根強く、通報して捜査や逮捕、起訴へ持ち込むとする試みは覆されてしまう。

82. 家事労働者のリクルーターや雇用主たちは通例、彼女たちのパスポートを取り上げ、国内の移動を制限し、また母国への帰国を禁じる。これにさらに出国ビザやパスポートの

原本を必要とする融通のきかない手続きが重なる。このような政策は法で定められていようと非公式のメカニズムで実施されようと、国際人権法の侵害である。こうした慣行は女性がその国から出て、自分の国へ帰る権利を奪うばかりか、暴力的な家事労働の現場から出ていく力を奪う。また、不本意な奴隷状態及び恣意的な拘束状態から自由になる権利と同様、女性の生命に対する権利、個人の安全への権利の侵害である。

83. また家事労働者を保護する権限を法律ではっきりと除外している国もある。例えばクウェートの「個人部門に関する労働法 NO.38」では、国内及び外国人労働者すべてに、勤務時間を定め、超過勤務の手当て支給、毎週及び毎年の有給休暇を定めた労働条件が規定されている。しかし家事労働者はその法律から除外されまたその保護も受けられない。

(54) 女性出嫁ぎ労働者は物理的にも言葉の問題でも孤立することが多く、さらに家族のために働いているにもかかわらずその家族からさえも孤立してしまい、自分の権利について考え、正しく要求するゆとりもない。

84. シンハラ・ボラシの報告はこうしたケースである。(55)

「シンハラ・ボラシは 20 歳のスリランカ女性。雇用主によって部屋に閉じ込められ、レイプされた後、1992 年 4 月 4 日アルーラチ整形外科病院に入院することになった。彼女はレイプされた後、雇用主にバルコニーから投げられ、数階下に落ちたという。病院に入った当時、シンハラは両足首は折れ、膣から出血していた。また内臓にも傷があり、陰唇から直腸にかけての裂傷は縫わねばならなかった。さらに膣から肛門にかけて裂かれ、鋭いもので無理やりレイプされた傷であることは明らかであった」

「病院に連れてこられてから何週間も、シンハラは緊張のあまり問診にも答えることができなかった。ようやく質問に答えられるようになったのが 1992 年 5 月初めであった。しかし彼女はなおも閉じこもり、まわりの者と顔を合わせることを嫌がった。又、どのように傷を受けたのか尋ねると目に見えて興奮するようになった。

「病院を拠点とする警察が行った捜査の最初の報告や、非政府組織が 1992 年 6 月 15 日にクウェートのエミール殿下に、シンハラ・ボラシ事件の捜査と雇用主からの安全の保証を求めて送った手紙にもかかわらず、クウェート政府は、彼女に瀕死の重傷を負わせた雇用主に対してなんの措置もとらなかったようだ」

85. フィリピンのフロア・コンテンプラシオンのケース(56)も本特別報告者に提出され、注意を喚起されたもので、雇用主が家事労働者に対して犯した家庭内暴力と、国家が差別的な措置と手続きによって行った暴力との結びつきをはっきり示している。

「フロア・コンテンプラシオン、42歳のフィリピン人、4人の子供の母親である。報告によると、彼女は一緒に働くフィリピン人と雇用主の3歳の息子を殺した罪で死刑の判決を受けるまで、6年間シンガポールで家事労働者として働いていた。彼女は二重殺人で有罪の判決を受けたが、その後フィリピンに帰国していた若いフィリピン人女性のメイドがコンテンプラシオンの無実を証明できそうな情報をもって現れた。彼女の証言によると、フィリピン人メイドを殺したのは雇用主であり、彼は、癲癇の発作を起こして頭をぶつけて風呂桶の中で溺死した小さな息子を発見した後、彼女を殺したという。フィリピン政府のぎりぎりまでの嘆願にもかかわらず、シンガポール政府は、別の事件の捜査があるということで、死刑執行の延期を拒み、1995年3月17日にフロアを処刑した」

F. 少女への暴力

86. 子どもに対する身体的、精神的、性的虐待は、男の子と女の子双方に対してなされているが、その一方子どもの虐待には、性別の特徴がある。例えば、性的虐待の犠牲者の約90%が女の子であり、その加害者の90%以上が男性である。(57)

87. 女性に対する暴行と子どもの虐待には、つながりがあることが立証されている。ある専門家の話によると、母親が暴行を受けいる子どもは、受けていない子どもの二倍以上が、その母親か、母親を暴行する者によって虐待されているという。(58) さらに、母親が虐待を受けている家庭で育つ子どもは、その虐待を止めに入ったり、うっかりその暴力に巻き込まれると、母親を虐待する者の手によって、怪我をさせられたり、死ぬことさえある。暴行者は大抵、自分の攻撃的な怒りを自分の力を脅かす者へ見境いなく向けるのである。また母親をかばって、虐待の仲裁に入ろうとすると、子どもは怪我をするばかりか、父親を殺してしまうこともある。タイの15歳の少年が、父親によって暴行されている母親守ろうとして、父親を殺してしまったのがまさにその例である。(59) 女性への暴行と子どもの虐待のつながりは調査でも裏付けられている。例えば、アメリカでは、暴力的な家庭状況の中で子どもの虐待が起こる率は、全国平均の1500パーセントである。(60)

88. 暴力的な家庭に育った子どもが受ける精神障害が深刻であることは言うまでもない。家で母親が暴行を受けている子どもは、受けていない子どもに比べて大抵感情的、また行

動に問題がある。こうした問題が表面化するのには、虐待を受けている母親が家を出てシェルターを求める時である。シェルターは子どもが入れることも入れないこともある。母親はよく子どもを連れてシェルターに逃げ込むが、ゆとりがないために子どもが排除されることがある。母親は、そこで子どもを捨てて危ない家に残して来るか、自分たちで別な安全な場所を見つけるか、再び虐待が続く家に戻るか選択を迫られる。そして悩んだ挙げ句、母親の多くは、家に戻ることになる。適切な避難所がないことが、直接女性をさらに暴力にさらされやすくしていると言える。しかしたとえ女性が避難所を見つけることができたとしても、避難生活や大勢との共同生活、時には厳しい規則が重なり合って母親と子どもを戸惑わせストレスの原因となっている。多くの避難所では、逃げて来た子どもたちのために特別なプログラムが準備されており、特に訓練された専門家が暴力的な家庭で育った子どもの必要に合わせて指導している。それにもかかわらず、暴力的な家庭から共同避難所へやって来て生活するのは決して容易ではない。

89. さらにまた、世界中のストリートチルドレンには暴力的な家庭を逃れて来た子どもたちが圧倒的に多い。コロンビアの首都ボゴタの例では、1299人のストリートチルドレンが家庭内暴力が原因となっていることが市警察の調べで分かった。(61) 家を出ざる得なかった子どもたちの中には、更生施設や保護施設での罰を受けるのを恐れて逃げてきたという例も多く、行く所もなく、ストリートチルドレンになっていく。そしてそこで彼らは、さらに厳しい暴力と搾取にさらされることになる。ボゴタ当局の調査では、1229人の子どもたちのうち389人が売春をして生活し、32人は乞食となり、122人は麻薬常用者となっていた。(62)

90. 子ども時代に実際家庭内暴力を見たり経験してきた人と、大人になって家の内外で暴力を振るう者との間に関連があることも、明らかにされてきた。30年間に渡って行われたある調査は、子ども時代に家庭内暴力とく女性への暴行を目撃した体験は、「暴行、レイプ未遂、レイプ、殺人未遂、誘拐、殺人などの深刻な成人犯罪の前兆となる」ことが分かった。(63)

G. 性別選択中絶と女兒殺し

91. 息子優先は男の子を差別的に優先させるもので、女の胎児殺しや女兒に対する暴力や虐待となって現れることが多い。男児優先が両親、家族、国家によって直接子供に向けられた時、それは明らかに家庭内暴力となる。しかし多くの場合、国は警察を通じてほとん

ど黙認するか、あるいはあからさまに認めているため両親や家族による暴力は続けられている。

92. 幼児が家庭内暴力の的にはなることはまれだが、子どもの売買、身体を縛る、食事を与えない、幼児殺しといった形で幼児に向けられる暴力は、死にいたることもしばしばある。

93. 「インドのように、昔から女兒や女性を差別する文化的風習がある国では、彼女たちに対する虐待ばかりか、死ぬ者も数え切れぬ程いる」(64) またインドや中国のような男児優先の根強い文化的、伝統的偏見がある国々では、先端技術が女性の身体を損なう形で使われている。例えば、胎児の性別判断に使われる羊水穿刺、超音波が、何千人もの女の胎児の人工中絶を招いているのである。インドのあるクリニックの調査によると、8000 人の中絶胎児のうち、7997 人が女の子であった。別の調査によると、ボンベイでは、一年間に 40,000 人の女の胎児が中絶されているという。(65)

94. 男児優先の国では、また羊水穿刺や超音波や人工中絶を知らなくても、女兒を始末をする別な方法がある。乳児殺しは、「家族や家族の属する社会にとって不都合な乳児を社会が処理するしくみ」と定義されている。一般的にこの乳児殺しの一番の理由は、両親が女兒を持つ負担から逃れることである。インドでの性別選択中絶もまた同じ様に、女兒に関する社会的、経済的負担から逃れるためである。(67) こうした状況の中で、本特別報告者は、インドで 1994 年 9 月に成立した、女の胎児を流産させるための胎児性別診断の実施を防止するための「診断技術法(取り締まりと防止)」を歓迎する。またつい先頃インド政府によって作成された、女兒殺し撲滅のための全国的な実践プログラムにも期待している。

95. 中国の一人っ子政策もまた国家が黙認する暴力と家庭内暴力とのつながりが明らかである。中国政府は、結婚したカップルがもつ子どもの数を規制し、制限することによって、家庭内のプライバシーを侵害し、同時にこれを暴力的に実行している。(68) 一人っ子政策は女性の身体的な健康と安全の権利を侵害するばかりか、両親がいつ、また何人子どもをもつか自由に決める権利をも侵害する。さらに、男児優先の国であるため、女兒の性別選択中絶と女兒殺しを奨励し、基本的に承認している。1994 年、中国では 100 人の女子誕生に対して男子は 117 人で、これは世界平均の 100 人の女子誕生につき 106 人の男子誕生を上回るものであった。このように、中国では毎年、女兒より男児が約 500,000 人

多く誕生している。(69)

96. 実際には一人っ子政策は複雑で差別的に適用される政策であるが、中国の中央政府はイデオロギー的な命令を出し、それが国レベルで実施されているのである。この政策の目的は、主として産児制限の強制であるが、また、結婚年齢や既婚者がもつ子どもの数をも厳しく規制している。都会の夫婦は性別にかかわらず一人と定められており、農村では、最初の子どもが女の子であれば二人まで生むことを許されている。未婚の女性には中絶が義務づけられており、外国人女性にも自分の国に帰ることがない限り同じ制限をしている。そしてこの産児制限の大半は、勤め先や社会的な仲間のそれとない圧力によって強制される。またこの政策の実施に当たって、家族計画専門の役人が脅迫、嫌がらせ、暴力を使うとも言われている。これらの役人が政策を強行するために、突然夜中に来て、次々と女性たちを家から追い出したという報告もある。

97. 非政府組織(NGO)は、強制中絶と強制不妊手術を、「政府当局者が囚人や特定集団に対して行う残酷で、非人道的かつ屈辱的な処遇」であるとしている。(70)これに対して、中国の「国家家族計画委員会」は、役人に対して「強制は禁じている」と主張しているが、調査報告によれば、暴力で政策を推進する役人が罰せられたという例は見当たらなかったという。しかし例えば、中絶や不妊手術を強制された女性をかくまうなどして助けた人々まで不法に拘留し、投獄し、拷問をしている。1993年、ある男性が「赤ちゃんを救え、女性を救え」運動に関わり、この政策を侵して妊娠してしまった女性 20 人を助けたとして、広州の地方裁判所で 10 年の懲役と 3 年間の参政権剥奪の判決を受けた。(71)

98. UNICEF は、南アジア、北アフリカ、中東、中国の総人口趨勢で推定される女の人口が一千万人程少ないと報告している。UNICEF が把握した極端な例は次のようである。(72)

- (a) 中国当局の最近の調べで、女の全胎児の 12% が中絶されているか、さもなければ数に入れられていないことが分かった。その大半は、全国で行われている超音波を使った胎児の性別診断の結果であるという。
- (b) バングラデシュのある調査によると、96% の女性が次の子供も男の子が欲しいと言っている。女の子を望む人はたったの 3% に過ぎなかった。

99. その他の男児優先の偏見は次のようである。(73)

- (a) 女の子より男の子の方が病院で予防接種を受けたり、治療をする数が多い。1990年の調査によれば、病院に来た二歳以下の赤ちゃんのうち、71%が男の子であった。
- (b) 多くの発展途上国では、二歳から五歳の女児死亡率が男児より高い。
- (c) 女の子や女性が食べる物を制限したり、男の子や男性よりたんぱく質を多く摂取しないようになど食べ物のタブーがある国も多い。その結果彼女たちは、必要な量のたんぱく質やミネラルが摂取不足となっている。アフリカでは、15歳以上の女性の75%から96%が、またインドでは、6歳から14歳の女の子の70%以上が鉄分不足である。

H. 女性と子どもの健康に影響を与える伝統的慣行

100. 伝統的慣行は、共同体の成員の持つ価値や信念を、しばしば数世代にわたって反映する。しかし、すでに特別報告者が述べたように、社会に深く根ざした権力の不均衡に関わるもののようなある種の習慣的行為や伝統的側面が、女性や少女に対する暴力の原因となる場合がしばしばある。こうした慣行への盲目的固執やその存続に疑義をさしはさむことの難しさ、これらの慣行が広くゆきわたっている多くの地域での情報や教育の欠如、そしてたいいていの場合、これらの伝統的習慣的行為を国家が黙認していることなどすべてが、現在、アジア、アフリカ、さらにはこれらの地域の出身者の大きな移民共同体を抱える西側諸国で、女性と子どもの健康に影響を与える伝統的慣行を存続させる要素となっている。

101. 全ての習慣や伝統が女性の権利を保護しないというわけではなく、実際に女性の権利や尊厳を促進し、保護する慣行もあることを強調するのは重要である。しかし、女性への暴力の確固たる形態をなす慣行を、伝統や文化、社会的調和を根拠に見過ごしたり、正当化することはできない。この文脈で、女性差別撤廃条約(第5条(a))、子どもの権利条約、同じく最近の、女性への暴力廃絶宣言、北京宣言および行動綱領など多くの国際人権条約が、国家に対して、女性へのあらゆる暴力の撤廃に関する国家の義務を回避するために、いかなる習慣的、伝統的、宗教的配慮をも利用しないよう呼びかけている。

102. 北京宣言および行動綱領はまた、この問題に関して、国家のとるべき行動についての強力な勧告を行っている。同宣言および行動綱領は、政府に対して、女性の性器切除、

女兒殺し、胎児の性的選別、ダウリー殺人などの女性への暴力の慣行や行為の加害者に対する法律を制定し、実施し、こうした慣行の撤廃をめざすNGOや共同体組織の努力に活発な支援を行うよう求めている。さらに、政府は、男女の社会的および文化的行動様式を修正し、いずれかの性の優越性または劣等性の概念や固定的な性別役割分業に基づく偏見、習慣的行為、その他すべての慣行を撤廃するために、特に教育の分野において、あらゆる適切な措置をとるよう求められている。(74)

103. 特別報告者に寄せられた回答の中に伝統的慣行の問題を取り上げたものがあり、これらについて以下にまとめている。特別報告者は、この文脈で、すべての政府に対して、女性と子どもの健康に影響を与える伝統的慣行および女性と子どもの健康に影響を与える伝統的慣行の撤廃に関する行動綱領の国内実施状況について、少数民族の差別の防止と保護に関する小委員会の特別報告官に対し、報告を行うよう求める。(75)

女性の性器切除

104. 主にアフリカ諸国からの多数の移民共同体を抱えていることを主たる理由として、女性の性器切除の慣行が実施されていることがわかっている国々から、こうした慣行を禁止する法的措置に関する情報が特別報告者に提供された。例えば、オーストラリア政府は特別報告者に対し、同国で、最も極端な切除の形態が見られる4つの国(ソマリア、エリトリア、エチオピア、スーダン)からの女性の数が1991年の国勢調査以降154%増大したと通告している。他方、家族法審議会が1993年に入手した情報によると、かつてオーストラリア先住民(アボリジニー)が、一般的に成熟期の最初の徴候があった時点でさまざまな女性の成人式を行っていたことがわかっている。こうした慣行が今日どれほど存続しているかは知られていない。また、地域によっても異なっていたものと見られる。知られている限りでは、切除や陰唇縫合はなく、棒による室開口部の拡大、会陰切開、処女膜破損などの行為が行われていたものと見られる。こうした行為の中には、結果として性器切除を招いたものもあったであろう。また、ココス・キーリング諸島の住民の中には割礼儀式を行う者もいる。しかし、これが純粋に象徴的なものか、それとも陰核切除を伴うものかは定かではない。

105. オーストラリアではまた、法務長官常任委員会によって統一的な法的アプローチが実施されている。ニューサウスウェールズ州はすでに具体的な法律を導入し、クィーンズランド州は検討を求める勧告を作成している。首都特別地区は法律の草案に着手するとこ

るである。オーストラリアでは、女性の性器切除の慣行を違法とする特別法が必要だとする家族法審議会の1994年6月の報告書、および関連する自治体や医療福祉専門家のための教育プログラムに続いて、政府がこの慣行の存続に抵抗の意志のある人々への支援やこうした行為を被った人々への援助を提供することを約束している。政府は原則として国の教育プログラムの開発に資金を提供することに同意している。

106. 女性の性器切除に関する法的措置については、英国の1985年の女性割礼禁止法により、必要な外科手術として実施される場合を除いて、他人の大陰唇、小陰唇、あるいはクリトリスの全体または一部を切除、縫合もしくは切断したり、他人に対してこうした行為のいずれかを同人が行うことを仕向けたり、教唆したり、助言したり、やらせたりすることを違法としている。同法第1節の下における罪に対する最高刑は、罰金または5年の禁固刑もしくはその両方である。

107. フランスでは、「文化的」行為の遂行に対する処罰の是非について、長い間、疑問が投げかけられてきたが、裁判所は切除は違法とする見方に徐々に同調するようになってきている。最高裁判所刑事部はすでに、1983年8月20日の決定で、悪意による暴力の結果、クリトリスが切除された場合、これは損傷であるという原則を確立している。この決定は、「結果として同意なしの死をもたらした悪意による暴行および殴打」を処罰し、暴行および殴打の罪を有する者は、その違法行為によって「手足の損傷または切断、失明、目の損失その他の永続的障害もしくは同意なしの死」に至らしめた場合、禁固刑に服することを定めた条文を根拠としている。この条文は「被害者に意図的に暴行を加えたいずれかの者」に与えられる処罰を明記している。

108. フランスでは最近、切除に関する3つの判決が下され、これにより禁固刑が科され、父母の双方が起訴されることになった。これは、これまで母親のみが処罰を受けていた事実から言って、興味深い展開となっている。

109. 1994年12月8日のエチオピア連邦民主共和国憲法がその第35条(4)において、「女性は国家によって有害な慣習から保護される権利を有する。女性を抑圧したり、女性に対して身体的または心理的な損害をもたらす法律、習慣、慣行は禁止される」と定めている点は興味深い。これは、女性の性器切除が多発している国の政府による、女性と子どもの健康に損害を与える慣行の撤廃に向けた大きな一歩である。

110. レソト政府が「少女や女性がイニシエーション・スクールに入れられた場合に、女性の性器切除が依然として行われている。それが実際にどのように行われ、またなぜ行われているかは依然として謎に包まれている。しかし、無菌の環境で行われていないことははっきりしている」と指摘し、注目を集めた。レソトにおけるこの問題のさらなる調査が緊急に必要なのは明らかである。

111. ガンビアの国連開発計画は、女性と子どもの健康に影響を与える有害な伝統的慣行と闘う通信戦略に関するセミナーの報告を行った。女性の性器切除は、古くからの根深い伝統であり、宗教的理由で行われているわけではない点が指摘された。この場合、「女性割礼」とはクリトリスの先端かクリトリス全体の切除もしくは外陰部の削除で、衛生的メリットは全くなく、しばしば合併症を伴う。この行為は麻酔なしで行われ、極度の痛みを伴い、出血が多量で抑制しにくい場合が多い。性器切除を経験した少女や女性は、その結果、たいてい不妊症や出産時の合併症をもたらす感染症を患ったり、心理的問題を抱えるようになる。

112. 国連児童基金は、女性の性器切除に関する地域教育プログラムを何度か行い、少女や女性が受ける過酷な身体的および心理的傷害を理由としてこの行為を廃止することを目的に女性、そして特に男性を教育するため、女性グループや地域グループと一緒に活動している。

113. 本特別報告者は、世界保健機関（WHO）のファミリー・リプロダクティブヘルス部の女性保健開発プログラムの活動計画案を歓迎する。同案は、特に、看護婦や助産婦のための教育資料や訓練ガイドラインの基礎づくりのためにヘルスケア提供者の間で行う、女性の性器切除の態度や慣行に関する多国間調査や、基準調査計画（プロトコル）の開発や実験、意識向上やニーズ確定のためのWHOの加盟国代表や地域職員との討論、国内調査や介入努力への支援などの活動を通じて、女性の性器切除の防止や健康への影響の管理の推進を提案している。

114. アフリカのある地域の非政府組織から入手した情報によれば、女性の性器切除はイスラム教徒であることの不可欠な要素であり、従って異議を唱えてはならないと女性が信じこまされているのは、地元のイスラム法学者の圧力によるものである。特別報告者は、イスラム教および他のいかなる宗教も、女性の性器切除と関わりないものだと確信している。しかし、多くの社会において、宗教的指導者や村の長老、その他の社会的影響力のあ

る、ほとんどが男性で構成される集団の関与によってのみ、有害な伝統的慣行の撤廃に向けた前進が達成できるのである。少女および女性の健康への影響に関する情報キャンペーンや女性の人権に関する教育に加えて、女性と男性の双方の心理や社会的態度を変える必要がある。

115. 最後に、特別報告者は、女性の地位に関する NGO 小委員会の中の女性と子どもの健康に影響を与える伝統的慣行に関するアフリカ大陸委員会、および伝統的慣行に関する作業グループによる国際レベルの活動と、アフリカの 25 を越える国々の国内委員会による国レベルの活動に対し、感謝の意を表したい。

宗教的過激主義

116. 宗教的過激主義に起因する家庭内暴力の問題は、特別報告者にとって重大な関心事項となっている。国連人権委員会の第 53 会期に提出される共同体における暴力に関する特別報告者の次の報告書は、こうした暴力の詳細について検討する。

V. 政府の報告した家庭内暴力の法律

117. 以下の表は、特別報告者が、家庭内暴力、コミュニティにおける暴力、国家による暴力、国家が黙認する暴力に関する国家の行動について、情報提供を要請したのに応じて、諸政府が提出した報告を基礎としてまとめたものであり、特に家庭内暴力の問題に関連する回答を基礎としている。

国名

家庭内暴力に関する特定の刑法上の規定

家庭内暴力のケースにおける保護令

離婚の根拠としての家庭内暴力

夫による強姦に関する特定条項

被害者への特定の手続き上の保護

オーストラリア

オーストリア

バルバドス

ブルガリア

カナダ

中国 b/

クロアチア

キプロス

エクアドル c/

ドイツ

イラク d/

日本

クウェート

レソト

マルタ

メキシコ

ミャンマー

ノルウェー

ペルー

フィリピン g/
スロベニア h/
タイ
トルコ
英国
ユーゴスラビア

注

- a/ オーストラリア政府の情報によれば、「・・・ほとんどすべての州および準州は、家庭内暴力に関する特定の法律を採用し（ている）・・・」（1995年2月2日付けの書簡）
- b/ 中国は家庭内暴力の法律そのものはないが、女性の権利と利害（の保護）法第35条で、「・・・女兒を溺死させたり、棄逐したり、重傷を負わせることは禁止されている。女兒を産んだ女性や不妊症の女性を差別したり、冷遇することは禁止されている。迷信や暴力によって女性を傷つけることは禁止されている・・・」（1994年9月24日付けの書簡）。
- c/ エクアドルは現在のところ家庭内暴力に関する法令がないが、議会は、家庭内暴力に関する章を盛り込んだ刑法典の改正案を検討中である（1994年10月7日付けの書簡）。
- d/ イラクでは女性への殴打に関する刑法上の規定はないが、イラク法が強制結婚を禁止している（1994年10月21日付けの書簡）。
- e/ クウェートでは個人地位法の第126条が「不正な待遇」を根拠とする法的別居を定めている（1994年11月8日付けの書簡）。
- f/ 強姦に関するノルウェー刑法典の第192節は「加害者と被害者が婚姻関係にある場合にも適用されている」が、同刑法典が夫による強姦に実際に言及しているかどうかは不明である（1995年2月16日付けの書簡）。
- g/ 1994年10月現在、フィリピンでは家庭内暴力に関する法令はないが、妻への虐待／殴打に関する法案が議会の懸案事項となっている（1994年10月13日）。
- h/ スロベニアでは、「鼻や肋骨の骨折、軽い脳震盪、殴打による抜歯」を含む「軽い」身体上の損傷の場合、家庭内暴力は犯罪的行為と定義されてさえいない（1994年10月14日付けの書簡）。
- i/ 強姦の法律上の定義には夫による強姦が含まれていないが、R. V. R（1992年）の上院が婚姻関係における性交に黙示の同意はないとする最高法院の決定

を支持し、よって夫が妻を強姦することが可能であることが支持された。現在、法律上の修正が議会の懸案事項となっている（1994年10月10日付けの書簡）。

IV. 法的手段

118. かつて、法律は家庭内暴力に関わる介入に極端に抑制的であった。被害者を助けることより、家族のプライバシーと無欠性の保護の政策に重きが置かれていた。今日では、家庭内暴力を経験する女性にとって、正規であろうと、非正規であろうと、何らかの形態の利用可能な介入が、家庭内暴力の事件全般を、そして特に女性への暴行を阻止するのに有効であることが証明されている。介入のレベルと迅速性が女性への殴打の頻度と程度の両方に直接に関連していることが調査で明らかになっている。ある専門家は、暴行の阻止や防止を目的とする即時介入が、妻への暴行を抑制する上で、主要な最初の防衛線であると主張する専門家もいる。(76)

119. 虐待された女性に即時保護を提供する体制が、女性への暴行を抑制する最も効果的な手段とみなされるようになってきた一方で、事件発生後に提供された保護は、女性への暴行の防止に何らの重要な影響を与えていないように思われる。女性への暴行の発生を予想させる要素が、介入の遅れや介入の欠如の兆しを示しているというある調査の指摘は重要である。つまり、女性は、経済的不平等やジェンダーの不平等、暴力的な紛争解決、家庭での男性権威、女性への離婚制限などが広くゆきわたっている社会では、十分な保護や外部からの援助が得られにくいのである。このことが、保護の提供にとどまらない戦略の開発の重要性と、家庭内暴力の社会文化的原因への取り組みが行われなければならないことを明確に示している。

120. この文脈において、本報告書の付録 2 に、法と開発に関する国際女性会議が本特別報告者のために作成した、一定の社会における家庭内暴力に関する法律モデルを含む参考資料が掲載されている。あらゆる社会の女性への暴力の撤廃を導く一つのモデルというものはないが、女性への暴力と闘ういかなる戦略にも含まれるべき重要な要素というものがあり、これを異なる社会文化的文脈に応用することができると言える。

121. 近年、女性に対する暴力の問題への国家の認識が高まっているが、「ほとんどの国家体制において、こうした暴力の犠牲者である女性が利用できる法的救済措置は依然として未開発のままである。」(77) 女性への暴力に対処するために政府が採用した戦略は、発生した暴力への対応として出てきたものであり、加害者に罰を下し、被害者を保護することに主眼を置いている。こうした戦略は、法律に多大な信頼を置き、女性への暴力に取り組む中で新たな法的措置の導入に集中した。そのため、ほとんどの国において、家庭内

暴力の被害者が利用できる従来の法的措置として、刑法、民事救済措置、婚姻救済措置のうちの少なくとも1つが存在している。(78)

122. 刑法は従来、肉体的虐待を受けた女性に唯一の選択肢を提供してきた。家庭内暴力に関する特定の法律がなくとも、特に、一般的暴行、殴打、故殺、殺人等に関する法律によって、家庭内暴力のケースにおいて、女性や少女に対し救済が与えられるべきである。夫によるレイプの場合を除いて、一般的な犯罪禁止法は家庭での犯罪行為を明確に除外してはいない。しかし、私的領域内で発生したケースの場合、法律執行機関や司法機関が伝統的に「不干涉」の姿勢をとってきたために、家庭内暴力の加害者を罰するために、こうした法律が行使されてこなかったのである。(79)

123. さらに、多くの国において、家庭内暴力における証拠となる確かな障害が存在する。多くの暴力犯罪に見られるように、家庭内暴力の目撃者は被害者の他にいない場合がほとんどである。ただし、暴力犯罪と異なり、被害者と加害者の間の親密さが絆となって残り、両者の接触が途絶えない場合が多い。被害者にとってたいていは歓迎できないこうした接触によって、女性は苦情の申し立てを撤回させようとする脅しや圧力に屈しやすくさせられてしまう。家庭内暴力の被害者は申し立てを撤回する度合いが高いという神話が誤りであることが証明されているにもかかわらず、依然として不起訴の正当化のためにこの口実が一般的に利用されている。(80)

A. 強制逮捕

124. カナダ、オーストラリア、米国の法域の中には、警察官や検察官に対して家庭内暴力を他の刑事事件と同じく国家に対する犯罪として扱い、被害者の意志にかかわらず起訴することを義務づける政策をとっている区域がある。暴力に対する責任を被害者から国家へと適切に移行させるものだとしてこの措置を支持する多数の政策論者がいる一方で、強制逮捕と処罰を促進する政策は、被害者の最大の利害に反するものとなり、手続きに対する被害者の決定力を取り上げてしまうことで、被害者の地位を弱める恐れがあると警告する論者もいる。(81) さらに、暴行者の逮捕件数が増加している一方で、強制逮捕の政策が、同時に、はからずも被害者を逮捕するという結果を生んでいる。(82)

B. 保護令

125. 恐らく、家庭内暴力の民事救済措置として最も広く利用されているのは保護令もしくは拘束令で、これは一般的に虐待者に被害者と接触することを禁止し、虐待者を同居していた家から立ち退かせたり、暴力が再発した場合の逮捕措置を警察に提供したり、刑法上の制裁がない場合、女性に保護を与えたりするものである。しかし、こうした法令は実際的な政策上の配慮がない場合、有効性がなくなることが多い。政策上の配慮としては、虐待の定義（そして、それが心理的および性的暴力を含むかどうか）、被害者と加害者の間の不可欠の関係の定義（多くの場合、夫婦関係に限定される）および、保護令の取得に伴う費用や法律上の専門知識（これが保護令もしくは拘束令の実効性を弱めることになる場合もある）などが含まれる。（83）

C. 不法行為

126. 家庭内暴力の被害者は、民事上の不正行為に対する賠償を与える不法行為救済措置を利用することもできる。家庭内暴力の被害者もしくは遺族は、加害者に対し民事訴訟を起こすだけでなく、法律執行人が被害者個人に対する適切な保護の提供を怠った場合に彼らを訴えることもできる。（84） 婚姻関係において、夫が妻から直接に、あるいは法律上の未成年である女性の地位によって有効的に訴えられることを免除している法域の多くにおいて、夫を民事訴訟で訴えることは不可能となっている。

D. 離婚

127. 婚姻関係が存在する場合、結婚救済手段もしくは離婚が家庭内暴力の被害者にとって救済手段となる。ある研究者によれば、婚姻法制度は以下の3つに分類できる。一つはヨーロッパのモデルを基礎とする一般法、もう一つは、地元の指導者が植民地指導者と共同して「慣習」を成分化した植民地主義の産物としての慣習法、そして宗教上の聖句に由来する法律である。（85） 多くの国で、婚姻をそれぞれ律するものとして不文法とその他の個人法が共存している。

128. 以上の3つの婚姻法制度のそれぞれの中でも統一性が一般的に欠如しているが、家庭内暴力の訴訟における救済の有用性について、一般化が進められている。不文法制度は当事者の一方に婚姻関係の決裂の責任が確立できれば、離婚を認めている。また、婚姻関

係の決裂が回復できないものであり、決裂の証拠がある場合、あるいは当事者の証言もしくは一定期間の夫婦の物理的別居によって婚姻関係の決裂が回復不可能であることが証明された場合も認めている。慣習法の婚姻制度では、離婚は形式上は可能であるが、強く阻害される。(86) 宗教を基礎とする婚姻法制度では離婚は禁止されている。イスラム教に基づく婚姻法制度では、虐待行為を理由に妻が夫を離婚することは可能だが、女性が離婚を達成する能力を大幅に制限していることが多い。(87)

E. 家庭内暴力に関する特定の法律

129. 特別報告者に提出された家庭内暴力の法律に関する報告によれば(88)、女性への暴力を特定の禁止している家庭内暴力法が、家庭内暴力の問題に対処する最も有効な法的手段であるといえる。この種の法律に基づく救済措置には、暴力や暴力の脅威からの保護、被害者自身とその被扶養者、そして財産の安全および安全保障、さらなる破綻を招かずに生活を続けていくことへの援助などが含まれている。この報告は21カ国の家庭内暴力に関する法律の調査に基づいたもので、特に、家庭内暴力に関する法律の制定を望んでいる国にとって指針となる模範的法律の枠組みを提示している。

130. 最近では、必ずというわけではないが、女性の暴行被害者を想定して法律が作成されている。かつては女性の被害者に不利に法律が作成され、利用される場合が多かった。

(89) 例えばある国では、女性が全国各地で正当防衛による虐待者殺人の理由で長期の禁固刑に服している。逆に男性が妻を殺した場合、挑発防衛もしくは名誉抗弁が提出され、裁判所がこれを受理し、罪を免除されたり、軽減されることが多い。南部アフリカ諸国では、家庭内殺人における利用度と成功率の最も高い抗弁の上位3つは、挑発、極度の興奮および精神異常で、そのすべてが加害者の罪を免除あるいは軽減するものとなっている。

(90) こうした法律が、家庭内殺人の加害者に有利に、被害者に不利となっているのは明らかである。

131. 家庭内暴力の罪を重くみなす国もある。ブラジルは、中南米の中で憲法に家庭内暴力に関する条文を盛り込んだ最初の国の一つである。この条文は、家庭が社会の基礎であり、国家の特別な保護を受けるべきものだと規定している。ブラジル憲法は家庭の成員の各々に対する援助を保障し、国家が家族関係における暴力を禁止する制度を創設することを定めている。(91) 女性への暴力に関する憲法上の条文を有する国としては、他に、エチオピアとベトナムがある。

F. 共同体の援助サービスと家庭内暴力

132. 家庭内暴力とその影響は単なる刑事処罰の問題にとどまらないため、法制度は、それ以外の措置が使い尽くされてしまったり、有効でないことが証明された場合にのみ、利用される最後の手段である。家庭内暴力は、健康、法律、経済、教育、開発そして人権の問題である。このことは、女性が家庭内暴力に対処しようとする際の手段にも反映している。女性はまず、家族、友人、宗教上の相談者、看護婦、医者、ソーシャルワーカー、カウンセラー、女性組織などに援助を求めることが多い。(92)

133. 例えば、さまざまな家庭内暴力の被害者が病院の緊急治療室に日毎運び込まれる間に、病院職員たちは被害者から、階段から落ちたとかドアにぶつかったなどと、全身に見られる傷跡の説明にしては不自然な言説を聞かされる。政策や報告についての明確なガイドラインがない場合、医者や病院職員はこうした説得力に欠ける話を受け入れ、傷の手当をし、何の質問もせず、援助の手を差し伸べたり、適切な団体を照会することもなく、被害者をその暴力的な家庭へと帰宅させてしまうだけである。医者は、家庭内暴力の被害者を特定するのが困難な場合はほとんどないと報告しているが、自らの疑念を検証する時間や資源をほとんどもっていない。世界保健機関の分類ガイドラインの場合と同様に、多くの国において、女性への殴打や家庭内暴力は明確な健康問題として扱われていない。

134. 病院の中には、家庭内暴力の被害者のニーズに対処するため、医学界の過ちを是正する措置を講じているところもある。例えば、クアラルンプールのある病院は、多数の家庭内暴力の被害者が緊急治療室に運ばれてくる事実を受けて、家庭内暴力への包括的アプローチとして「ワンストップ・センター」を設置した。(93) このセンターでは、家庭内暴力の被害者は24時間の間、1室を提供され、在勤の警察官や弁護士と接見することができ、無料で虐待についての警察報告書の写しをもらうことができる。

135. 事実、警察は家庭内暴力に対するたたかいにおいて重要な役割を担う可能性を持っている。彼らは家庭内暴力の被害者へ援助を提供できる絶好の立場にあるが、一般的にあまり訓練されていない。つまり、この容易に利用可能であるはずの公共サービスが、家庭内暴力への対応における警察の役割に関する訓練や法律がゆきとどいていなかったり、それについての固定観念や不明瞭さがあるために、その目的達成が阻まれている。警察は、家庭内暴力の事件で呼び出された場合、その事件を刑事事件と同様には扱わずに、夫婦間の仲裁に入ったり、助言を与えたりしてしまう場合が多いことが複数の調査で指摘されている。(94) さらに、検察官は家庭内暴力のケースを刑事裁判所でなく、民事裁判所に

差し向けることが多い。マレーシアでは、1990年から92年までに届け出られた家庭内暴力事件の91%を警察は民事裁判所に差し向けている。民事訴訟を訴える個人への法的援助がないため、家庭内暴力の被害者は、自分で弁護士を雇い、費用のすべてを支払わなければならない、そのために多くの女性は法に訴えることができないでいる。

136. しかし、家庭内暴力が刑事事件に分類されたとしても、それが重大なものとして取り扱われるという保証はない。マレーシアでは、1990年から92年の間に刑法上の暴行のレベルに至った事件の6.2%のうち、わずか0.5%が裁判に訴えられたにすぎない。(95) ある国では、虐待者の手によって女性が受けた傷が、90%の重罪暴行となる傷に匹敵する場合でも、家庭内の暴行のほとんどは軽罪に分類されている。(96)

137. 家庭内暴力の対処における従来の警察の欠陥を克服する上で、女性の被害者のさまざまなニーズに対応できる、総合的な能力を備えた女性警官チームの常駐する特別な女性警察署が有効であることが証明されている。ブラジルでは、家庭内暴力の被害者に専門的に対処する特別ユニットである、初の女性警察管区 (delegacia da mulher) が1985年にサンパウロに設置されて以降、現在までにブラジルのほとんどの州にこうしたユニットが設置されるようになった。(97) ブラジルでの成功に促されて、コロンビアやペルーの近隣諸国がそれぞれの国なりの特別ユニットを設立した。女性警察管区は、女性に対し、社会、法律、心理、住宅、健康、デイケアなどのサービスを含む包括的な援助を提供している。マレーシア、スペイン、パキスタンにも同様の警察署が設置されている。

138. 家庭内暴力が被害者にとって重大な安全上の問題をもたらしていることは疑いない。被害者のニーズに十分に対処するために、暴力の被害者への援助や避難所の設置のための資金が提供されなければならない。多くの地域に避難所が設置されたのは、家庭内暴力の被害者が暴力的家庭環境から逃げ出す時に、安全な空間と援助を提供する必要があることが明らかになったからである。こうした避難所は民間、非営利、非政府組織 (NGO) のものが圧倒的で、これらが時に政府の財政援助を受けている場合もある。家庭内暴力の被害者への社会的サービスが政府から全くあるいはほとんど提供されていない国では、特にラテンアメリカの女性組織などが、避難所の有用性に疑問を投げかけてきた経緯がある。例えば、アルゼンチンの暴力防止計画 (Lugar de Mujer) は、暴力を廃止する措置を講じるのは、自治体や政府自身の責任であるという考え方から、避難所を開設しないという政治的決定を下している。(98)

139. こうした保護を必要とする女性への当面の安全を提供する重要性は否定されないにしても、一時的避難所は家庭内暴力の結果に対処するだけであり、それ自体は限定的な影響力しか持ちえない。必要な支援サービスやそうしたサービスのための資金を提供せずに、被害者に対して保護を与えようとする法律は不完全である。家庭内暴力に関する法律のためのこうした資源は、法律自体の実施や施行のためだけでなく、被害者および、教育、訓練、記録等の戦略を通じて家庭内暴力の廃絶をめざして活動する人々を支援するサービスにも向けられるべきである。

VII. 勧告

A. 国家レベルで

140. 国家は、女性の人権を保護する積極的義務を持ち、女性に対する暴力を防止する安全配慮を行使しなければならない。女性への暴力の性格、広くゆきわたっている事実、その持続性、世界中における高い発生率を理由として、国家はその国際的義務を有効に果たすために包括的戦略を練らなければならない。

141. 女性の暴力からの保護の点で現行の法律に有効性がないことが統計によって明らかならば、国家は、家庭内暴力を防止するそれ以外の補助的手段を見い出さなければならない。つまり、教育、制度的暴力の廃止、家庭内暴力の偏見の解消、国家公務員の訓練、避難所への資金提供、その他の被害者への直接サービス、そしてあらゆる家庭内暴力事件の体系的記録などが家庭内暴力の防止および女性の人権保護に有効な手段であることが明らかになれば、それらすべてが国家が安全配慮を行使しつつ果たさなければならない義務となる。安全配慮基準は法律や処罰に限定されない。

142. 以下は、家庭内暴力に対する国家の取り組みに盛り込まれるべきいくつかの戦略と家庭内暴力への対応措置をとる際に国家が配慮すべき点である。

- (a) 国家はすべての国際人権協定を批准すべきである。
- (b) 国家は特に女性の人権に関する留保事項などの、女性差別撤廃条約をはじめとするすべての人権条約の留保事項を撤回すべきである。
- (c) 国家はさまざまな人権条約の報告義務を遵守し、こうした条約のすべてに関連するジェンダーについての情報をその報告にかならず盛り込むべきである。
- (d) 国家は本報告書の付録 2 に示されたガイドラインに従って家庭内暴力に関する法律を制定すべきである。
- (e) 国家は、病院内に、女性の暴力被害者の特定を促し、彼女らにカウンセリングを提供する特別ユニットもしくは手続きを確立すべきである。
- (f) 国家は、被害者が最初に接触することの多い国家機関である警察官が、国家と被害者の重要な結び目となることを念頭に、書面上の政策において女性への暴力に関連する警察権力を定義し、熟練者と新規採用者の両方を含むすべての警察官に、こうした権力に合致した訓練を提供すべきである。

- (g) 国家は、女性および少女が自分は暴力の現場にいた者というより被害者であると認識していないため、自分たちが被った暴力について報告しない場合が多いことを理解した上で、女性に対し自らの法的権利について知らせ、特に家庭内暴力について教育するための法的知識教育キャンペーンを行うべきである。
- (h) 国家は、家族法とはある一定の家族の形態と家庭内の一定の役割を合法化するものであることを認め、この法律が公正であり、家庭の中の女性、男性、子供に対する平等の保護を提供するものとなるようにすべきである。例えば、女性と男性の双方が離婚を申し出る同一の機会を有しなければならない。さらに、国家は家族法、個人および女性への暴力に関する法律を体系化すべきである。
- (i) 国家は、経済的剥奪と孤立がしばしば女性虐待の重要な側面であるとの認識に立ち、同一労働同一賃金、女性の雇用機会の増大、平等の財産権、相続権、家計収入の権利などを通じて女性の経済的エンパワメントを実現すべきである。
- (j) 国家は、家庭内暴力に起因する深刻な安全問題があることを認め、被害者が別居したいという欲求を実現するために国家の保護に頼れる手段を提供し、保護令としてのこれらの手段を厳格に実施すべきである。さらに、同居していた家から虐待者を立ち退かせ、被害者が少なくとも正式かつ最終的な別居が達成されるまで、現在の住宅を保持することを許可すべきである。
- (k) 家庭内暴力の場合、女性に子どもの完全な監護権を与えるべきである。女性虐待の事件では、被害者を虐待から守り、被害者の影響力を利用されないようにするため、虐待者には訪問権を与えるべきではない。訪問権が与えられる場合は、監督付きの訪問とし、女性が虐待者と接触しないような仕方で行われるべきである。交通機関、訪問場所、訪問のための財政支援、訪問の監督の権限を与えられる人間などについてはすべて裁判所の決定に明記されるべきである。妊婦もしくは胎児に対する家庭内暴力が発生した場合、乳児の誕生の前に母親に監護権を与える法的措置が必要である。
- (l) 女性は自らの安全を守るために、子どもの有無にかかわらず国家もしくは国を離れることが許可されるべきである。国家が十分な保護の提供を怠った場合、国家は、女性が自分もしくは彼女の子どもの安全のためにこうした行動をとっても罰してはならない。国家あるいは国から逃亡した報復として、女性が逮捕されたり、監護権が彼女の元の夫に与えられるようなことがあれば、

国家が直にその女性と子どもをより危険な状況へ置くことになるのである。

- (m) 家庭暴力とホームレスの関連性を認めた上で、国家の資金による住宅において家庭内暴力の被害者が優先されるべきである。
- (n) 警察官、検察官、ソーシャル・ワーカーなどのさまざまな国家機関は、家庭内暴力の問題を抱えるさまざまな周縁化された共同体において、広範囲の連携した活動を行うべきである。
- (o) 難民保護法の適用範囲を広げ、家庭内暴力を含む、ジェンダーを基礎とする迫害の申し立てもその対象とすべきである。
- (p) 国家機関とNGOの協力関係を育てるのは国家の義務である。国家は、家庭内暴力の問題に関する活動を行っている個人および団体が国家の公的取り組みに貢献することを奨励する策を設置しなければならない。国家は、家庭内暴力の問題に関する活動を行っているNGOへの支援を可能にする方法の確定を追求すべきである。
- (q) 新しい法律や政策の有効性を評価するために、最新の統計データを収集し、公論誌に記録すべきである。さらに、加害者と被害者の関係を記録しておく警察の家庭内暴力の犯罪分類に関する政策を制定すべきである。
- (r) 高い男児選択率を有する国家は、この行為を是認するすべての法律、慣習、政策および手続きを改正しなければならない。さらに、国家は、男児選択に伴う暴力を禁止する法律を制定しなければならない。
- (s) 家庭の領域において個人に影響や制限を与える国家の公的政策は、すべての市民が書面で容易に入手できるものとすべきである。さらに、個人が正式の申し立てを行い、その申し立てが国の政策に違反した公務員に対するものである場合、国がそれを調査する制度がなくてはならない。
- (t) 国家は女性の性器切除を犯罪とする立法措置を行い、そのようなやり方を防止する教育計画を実施しなければならない。女性の性器切除は女性に対する暴力のもっとも有害な形態の一つである。
- (u) 国家は、いかなる社会においても、相当の注意・配慮をもって、近親相姦を防止し、その加害者を起訴し、処罰すべきである。
- (v) 国家は、夫によるレイプを犯罪とみなす法律を導入すべきである。
- (w) 国家は、女性の移民労働者に対する暴力を減少させるために、移民労働者の権利に関するILO条約を批准し、遵守すべきである。さらに、国家は、契約の予告の権利、最低賃金、定期的な現金支給、最長労働時間、有給休暇、少なくともその国の国民と同等の社会保障・福祉手当などを含む移民労働者

の権利の濫用に対する積極的立場をとらなければならない。

B. 国際レベルで

143. 国際社会は、女性の人権侵害に対する補償を要求する権利を女性に与える女性差別撤廃条約の選択的議定書を採用し、批准すべきである。

144. 国際社会は、女性への暴力廃絶条約の採択の可能性を検討すべきである。現在、女性への暴力に関する法的拘束力を持つ包括的国際条約はなく、特別報告者の地位は改正される見込みのない臨時的機関にすぎない。

145. 国連人権機構への女性の権利の統合と女性に対する暴力の廃絶の問題に関する人権委員会決議 1994/45 号と 1995/86 号に従って、人権委員会および女性の地位向上委員会が個別かつ共同に上記決議の目的をさらに推進することのできる手段を確定すべきである。これには、国連の全機構への女性の人権のさらなる統合に向けた戦略も含まれる。

146. 非政府組織(NGO)は、人権委員会のさまざまな国別およびテーマ別機関に対してジェンダー固有の情報を提供するようになっている。人権委員会は、これらの情報およびその他のジェンダー固有の情報に対する諸機関の反応や活動への吸収について評価する観点から、これらの機関の報告書を検討すべきである。

147. 一人の特別報告者にとって、女性に対する暴力は、はなはだしく広範囲の委任事項である。事実、女性に対する暴力に関する特別報告者の委任事項と重複する委任事項を与えられている報告者が別に存在することから言っても、それは不必要に膨大である。人権委員会およびその小委員会のテーマ別および国別報告者の委任事項がより明確に定義され、一定の人権侵害を構成するものの拡大定義を対象とするようになれば、女性への暴力に関する特別報告官はその作業をより効率的に果たすことができるだろう。従って、人権委員会および小委員会の両者は、現在のところは女性の暴力の特殊性を有していないテーマ別機関の委任事項を拡大すべきである。

148. 国連は、女性の人権侵害に特定的に対処している人権機関に対して資金を充当しなければならない。

149. 女性への暴力に関する特別報告者の仕事が運営上の理由によって悪影響を受けないようにするため、人権センターに十分な資源を投入すべきである。

Notes

1/ The Special Rapporteur would like to thank Lisa Kois for her working paper on domestic violence; Dorothy Q. Thomas and Binaifer Nowrojee for their working paper on domestic violence as a human rights violation; Rhonda Copelon for her note on torture; Rosanna Favero for her working paper on violence in Latin America and Katy Grant for her working paper on marital rape and incest. The Special Rapporteur also thanks the International Women, Law and Development, Sakuntala Rajasingham and Marge Schuler for their work on the model legislation on domestic violence.

2/ Michele Ingrassia et al., "Patterns of Abuse", Newsweek, 4 July 1994.

3/ See, for example, Jane Francis Connors, Violence against Women in the Family (ST/CSDHA/2), United Nations, New York, 1989. Although Connors assumes an expansive definition of family violence, including cohabiting couples as well as married couples who are living apart, she restricts her definition to "violence perpetrated by a man upon a woman in the domestic sphere", thereby excluding lesbian women's experience with violence.

4/ Sunila Abeysekera, Women's Human Rights Questions of Equality and Difference, Institute of Social Sciences Working Paper Series No. 186, 1995.

5/ General Assembly resolution 48/104 of 20 December 1993.

6/ Rhonda Copelon, "Intimate terror: understanding domestic violence as torture", in Rebecca Cook (ed.), Human Rights of Women: National and International Perspectives, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1994, p. 116.

7/ Dorothy Q. Thomas and Michele Beasley, "Domestic violence as a human rights issue", in 15 Human Rights Quarterly 36 (1993).

8/ Report of the Human Rights Committee, Official Records of the General Assembly, Thirty-seventh session, Supplement No. 40 (A/37/40) annex V, General comment 7 (16), para. I.

9/ Committee on the Elimination of Violence against Women, Eleventh session, General recommendation 19, Official Records of the General Assembly, Forty-seventh session, Supplement No. 38 (A/47/38), chap. I.

10/ Velásquez Rodríguez Case (Honduras), 4 Inter. Am. Ct. HR, Ser. C, No. 4, 1988.

11/ Ibid., para. 176.

12/ Ibid., para. 174.

13/ Ibid., paras. 174-176.

14/ Ibid., para. 167.

15/ E/CN.4/1995/42, para. 72.

16/ Rhonda Copelon, "Recognizing the Egregious in the Everyday: Domestic Violence as Torture", 25 Columbia Human Rights Law Review 291-367 (1994). For a detailed, penetrating study comparing torture and various forms of gender violence, see Judith Lewis Hermann, Trauma and Recovery (1992); and for consideration of the sex-specific nature of torture against women, see, e.g. Ximena Bunstser-Burotto, "Surviving beyond fear: women and torture in Latin America", in Women and Change in Latin America 297 (June Nash and Helan Safa (eds.), 1986); F. Allodi and S. Stiasny, "Women as torture victims", 35 Can. J. Psychiatry 144 (1990); Ximena Fornazzi and M. Friere, "Women as victims of torture", 82 Acta Psychiatry Scand. 257 (1990); Inge Lunde and Jorge Ortmann, "Prevalence and sequelae of sexual torture", 336 Lancet 289 (1990).

17/ ICCPR, art. 7, Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, art. 1; Inter-American Convention to Prevent and Punish Torture, arts. 2 and 3.

18/ Arguments challenging this interpretation have been put forward, *inter alia*, in Kenneth Roth, "Domestic violence as an international human rights issue", in Rebecca Cook, *op. cit.*, pp. 326-339.

19/ This definition attempts to encompass the many manifestations of domestic violence, specifically domestic violence in same-sex relationships, while maintaining the gender-specific nature of such violence.

20/ Rhonda Copelon, *op. cit.*, pp. 292, 308, 310.

21/ See Back et al., "A study of battered women in a psychiatric setting", in 1 Women and Therapy 13 (1982); M.D. Pagelow, "Factors affecting women's decisions to leave violent relationships", in 2 Journal of Family Issues 391 (1981) and E. Stark and A.H. Flitcraft, Spouse Abuse, Atlanta, Centers for Disease Control (1985).

22/ See Joan Zorza, "Woman battering: a major cause of homelessness", in 3 National Coalition Against Domestic Violence, Washington (Spring 1992).

23/ See Connors, *op. cit.*

24/ Charlotte Watts, Susanna Oslam and Everjoice Win, The Private is Public: A Study of Violence against Women in Southern Africa, Harare, Women in Law and Development in Africa (1995).

25/ Rita Kohli, "Living on the edge", in Diva (ed.), Wife Assault, New Delhi (1991), p. 21.

26/ Amnesty International, Women in China (AI Index ASA 17/29/95), London (1995), p. 2.

27/ Catherine Tinker and Silvia Pimentel, "Violence in the family: human rights, criminal law and the new constitution", unpublished (1995).

28/ See Amnesty International, op. cit.

29/ Roxanne Carillo, Battered Dreams: Violence against Women as an Obstacle to Development, New York, UNIFEM (1992).

30/ Lori Heise, Violence Against Women: the Hidden Health Burden, World Bank Discussion Paper No. 255, Washington (1994), p. 7.

31/ Action Aid India, Violent Homes: A Study of Shakti Shalini's Experience with Women Victims of Domestic Violence, New Delhi (May 1994), p. 6.

32/ Beverly Horsburgh, Jewish Law and Jewish Battered Women, National Coalition against Domestic Violence, Washington (1994).

33/ Domestic Violence Action and Research Group, A Study of Husbands' (Boyfriends') Violence in Japan, Tokyo (1994), p. 1.

34/ See Heise, op. cit., p. 7.

35/ Ibid, p. 8.

36/ See Carillo, op. cit., p. 6.

37/ Ibid.

38/ Minnesota Advocates for Human Rights, Lifting the Last Curtain: A Report on Domestic Violence in Romania, Minneapolis (1995), p. 6.

39/ See Heise, op. cit., p. 7.

40/ See Ingrassia, op. cit., and Zorza, op. cit.

41/ See Heise, op. cit., p. 9.

42/ Man-Soon Cheng, Case Presentation from Korea at the Asia Pacific Forum on Women, Law and Development Hearing on Domestic Violence, Colombo, 11-12 August 1995.

43/ Shah Taj Qizilbash, Violence Against Women, unpublished paper presented at the Asia Pacific Forum on Women, Law and Development Hearing on Domestic Violence, Colombo, 11-12 August 1995.

44/ Madhavi Basne Karki, Domestic Violence in Nepal: Problems and Strategies unpublished paper presented at the Asia Pacific Forum on Women, Law and Development Hearing on Domestic Violence, Colombo, 11-12 August 1995.

45/ Informal Sector Service Centre (INSEC), Women's Initiation to Fight Against Women's Victimization: A Report of Victim Women's Forum (1993).

46/ Ibid.

47/ Ibid, p. 46.

48/ Case allegation, Human Rights Commission of Pakistan, Karachi, 9 June 1995.

49/ For media accounts of the issue see Chris Hedges, "Foreign women lured into bondage in Kuwait," New York Times, 3 January 1992; Jack Kelley, "Kuwaitis are treating us like animals". USA Today, 21 February 1992 and Shirvani, "Dream becomes nightmare for Kuwait's Asian maids", The Reuters Library Report, London, February 1992.

50/ Living and Working with Migrants in Asia: Report of the Conference on Migrant Labour Issues, Asian Migrant Centre (1995).

51/ Ruvani Ranasinha "In search of ... not-so-green pastures: perils of female migrant workers", in 4 Options 15 (May 1995).

52/ Middle East Watch Women's Rights Project, Punishing the Victim: Rape and Mistreatment of Asian Maids in Kuwait, New York, August 1992.

53/ Ibid, p. 32.

54/ Ibid, p. 7.

55/ The case of Sinhala Bolasi has been abstracted from Middle East Watch Women's Rights Project, op. cit, p. 14.

56/ See "Urgent appeal against execution of Filipina domestic worker in Singapore", International Women's Tribune Center (15 March 1995) and Ranasinha, Migrant Women: Quest for Justice, Migrant Forum in Asia (1995).

57/ "Child sexual abuse: why the silence must be broken. Notes from the Pacific region", in Miranda Davies (ed). Women and Violence (1994), p. 105.

58/ See Connors, op. cit., p. 23.

59/ S. Skrobanek, A case study from Thailand, Bangkok, Women's Information Center (1987).

60/ United States Senate Committee on the Judiciary, Report on Violence Against Women Act (1994), p. 37.

61/ See Connors, op. cit., p.23.

62/ Ibid.

63/ D. G. Fischer, Family Relationship Variables and Programs Influencing Juvenile Delinquency, Ottawa (1985), p. 41.

64/ Indira Jaising, "Violence against women: the Indian perspective in women's human rights", in Julie Peters and Andrea Wolper (eds). International Feminist Perspectives (1995), p. 51.

65/ Ibid.

66/ See Amnesty International, op. cit., p. 24.

67/ See Kohli, op. cit., p. 20.

68/ See Amnesty International, op. cit.

69/ Ibid.

70/ Ibid, p. 23.

71/ Ibid, p. 25.

72/ Contribution by UNICEF to the Special Rapporteur (letter dated 21 November 1994).

73/ Ibid.

74/ Report of the Fourth World Conference on Women, Beijing, 4-15 September 1995 (A/CONF.177/20), para. 124.

75/ E/CN.4/Sub.2/1994/10/Add.1 and Corr.1.

76/ David Levinson, Family Violence in Cross-Cultural Settings, Newbury Park, Sage (1989), p. 98 and L.H. Bowker, Beating Wife-Beating, Lexington Books (1983).

77/ Jane Francis Connors, Government Measures to Confront Violence against Women (Background Paper No. 3) Commission on the Status of Women, Working Group on Violence against Women (1992).

78/ Ibid.

79/ See Connors (1989), op. cit., p. 68.

80/ Ibid., p. 56 and Lisa A. Frisch, "Research that succeeds, policies that fail", in 83 Journal of Criminal Law and Criminology (1992), pp. 209 and 212.

81/ See Kathleen J. Ferraro, "Cops, courts and woman battering", in Pauline B. Bart and Eileen Geil Moran (eds.), Violence Against Women: The Blood Footprints (1993), pp. 165 and 172.

82/ R.E. Dobash and R.P. Dobash, Women, Violence and Social Change, Scottish Home and Health Department, Scotland (1992).

83/ See Connors (1989), op. cit., pp. 69-71.

84/ Douglas D. Scherer, "Tort remedies for victims of domestic abuse", 3 S.C.L.Rev. (1992), pp. 543 and 573.

85/ Connors (1989), op. cit., p. 66.

86/ Ibid.

87/ Ibid.

88/ "State responses to domestic violence: special report for the Special Rapporteur on violence against women", International Women, Law and Development, Washington, unpublished (1995).

89/ R.E. Dobash and R.P. Dobash, "The 'appropriate' victims of marital violence", in 2 Victimology 426 (1978).

90/ See Watts, Oslam and Win, op. cit.

91/ Ibid.

92/ Jane Francis Connors, "Treatment of Violence against Women as Reflected in National Legislation in Different Legal Systems" (Background Paper No. 2), Commission on the Status of Women Working Group on Violence against Women (1992).

93/ Rashidah Abdullah, Rit Raj Hashim and Gabriele Schmitt, Battered Women in Malaysia, Women's Aid Organization, Kuala Lumpur (1995).

94/ See Connors (1989), op. cit.

95/ See Abdullah, Hashim and Schmitt, op. cit.

96/ See Zorza, op. cit.

97/ See Tinker and Pimentel, op. cit.

98/ Lucrecia Oller, "Domestic violence: breaking the cycle in Argentina", in Miranda Davies (ed.), Women and Violence: Realities and Responses Worldwide (1994).

Annex

CONFIDENTIAL

VIOLENCE AGAINST WOMEN

INFORMATION FORM

INFORMER:

Name of person/organization: _____

Address: _____

Fax/Tel/e-mail: _____

VICTIM(S):

Name: _____

Address: _____

Date of birth: _____

Nationality: _____

Sex: female

Occupation: _____

Ethnic background (if relevant): _____

Marital status: _____

CONFIDENTIAL

THE INCIDENT

Date: _____ Time: _____

Location/country: _____

Number of assailants: _____

Are the assailant(s) known to the victim? _____

Description of the assailant(s) (include any identifiable features): _____

Description of the incident: _____

Does the victim believe she was specifically targeted because of gender? _____

If yes, why? _____

Has the incident been reported to the relevant State authorities? _____

If so, which authorities and when? _____

Actions taken by the authorities after the incident: _____

WITNESSES:

Were there any witnesses? _____

Name/age/relationship/contact address: _____

PLEASE RETURN TO THE SPECIAL RAPPORTEUR ON VIOLENCE AGAINST WOMEN,
CENTRE FOR HUMAN RIGHTS, UNITED NATIONS, 1211 GENEVA 10,
SWITZERLAND, (FAX: (41.22)917.02.12)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日の問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害について
の原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび
自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>